

人口問題資料

第 56 号

財団法人人口問題研究会

第1回新生活指導幹部講習会概要



昭和 30 年 7 月

財団法人 人口問題研究会

は し が き

本書は、主要職域における新生活指導幹部に、新生活運動の指導理念並びに指導要領、その他実践的知識を与えることを目的とし、昭和30年6月27日より1週間に亘って東京都港区、地方職員会館において開催の本会第1回新生活指導幹部講習会の概要を集録したものである。

昭和30年7月

財団法人 人口問題研究会

卷之四

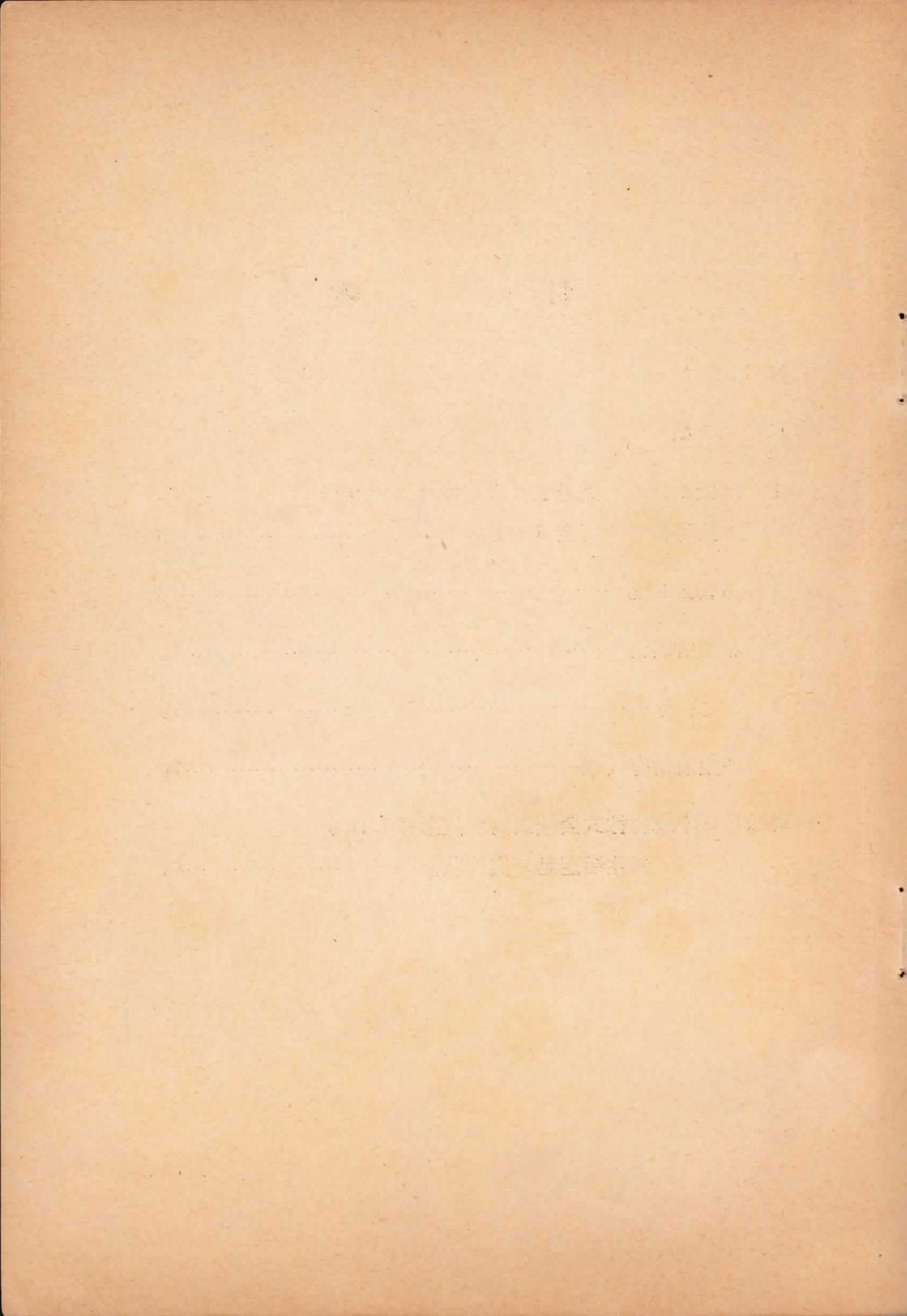
一、
二、
三、
四、

目 次

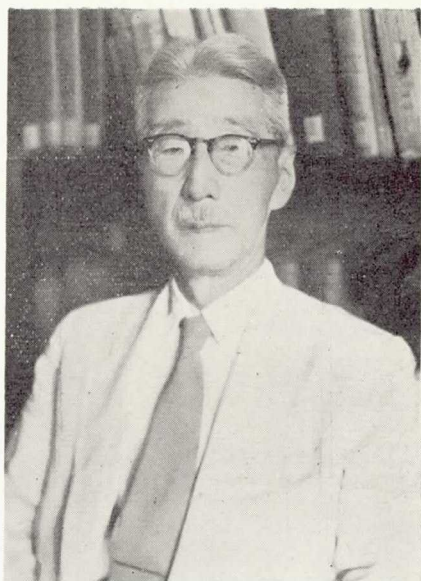
はしがき

口 絵

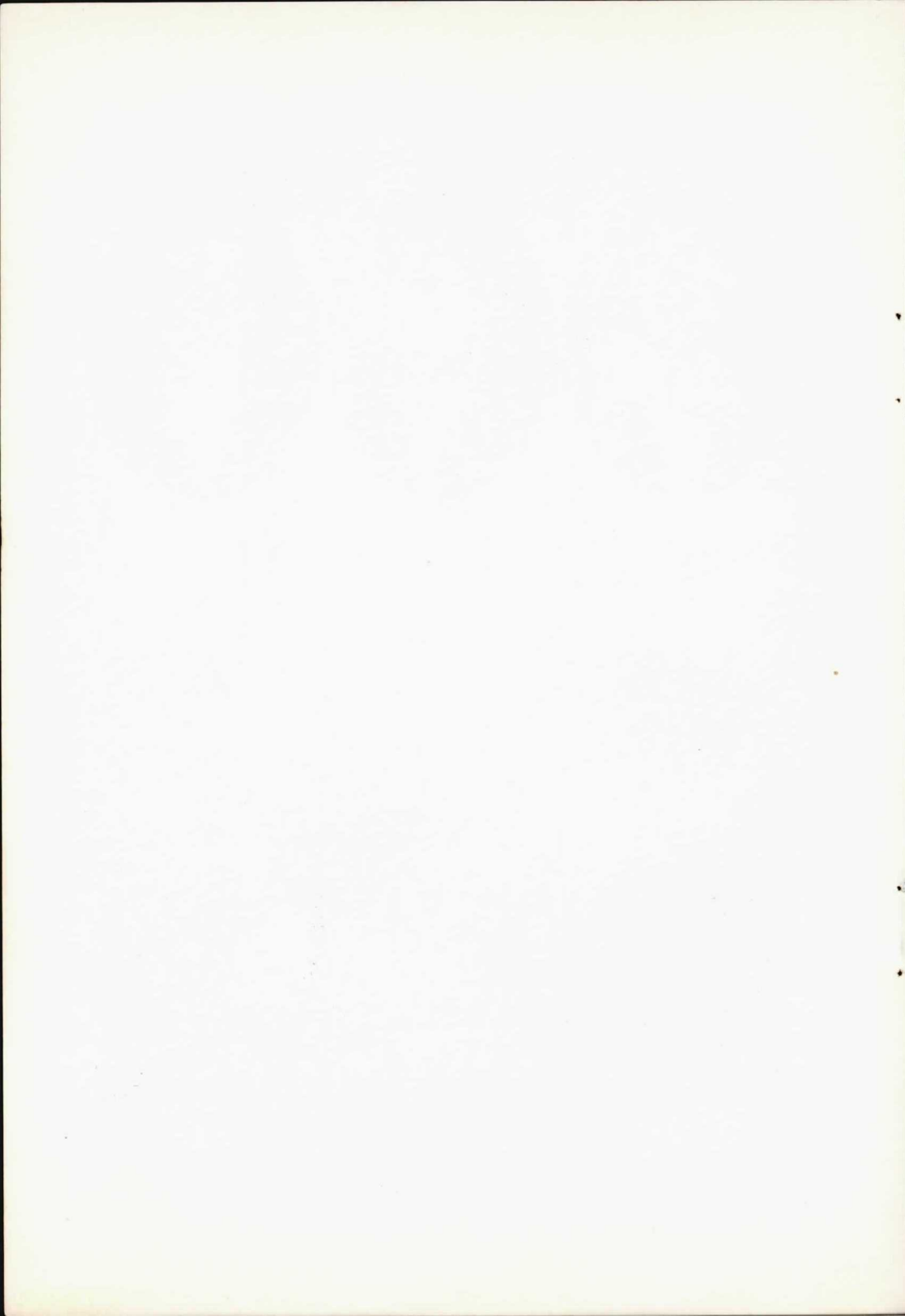
I 財団法人人口問題研究会，第1回新生活 指導幹部講習会開催要綱	9
II 講習会日誌	13
III 聴講者名簿	16
IV 講義要綱	19
V 新生活指導要綱	79
附録 日本鋼管株式会社川崎製鉄所における 新生活運動の実施状況	83



永井
享氏



記念撮影





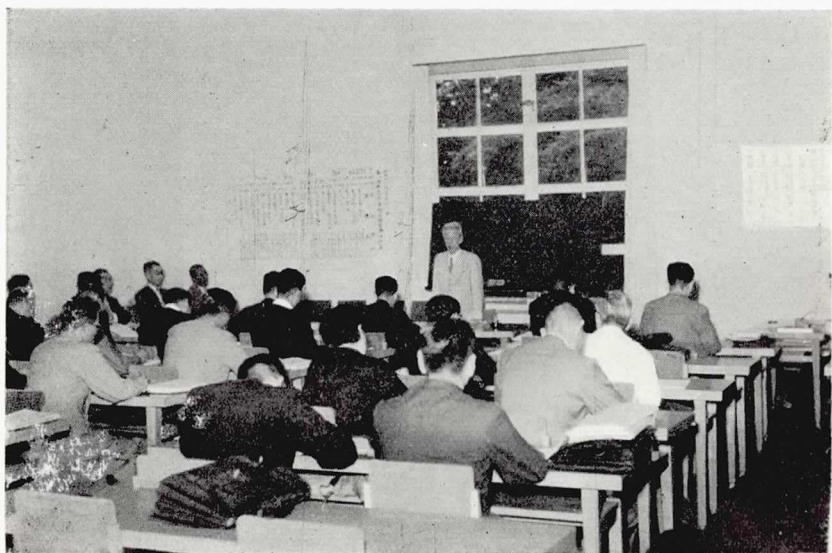
岡崎文規氏



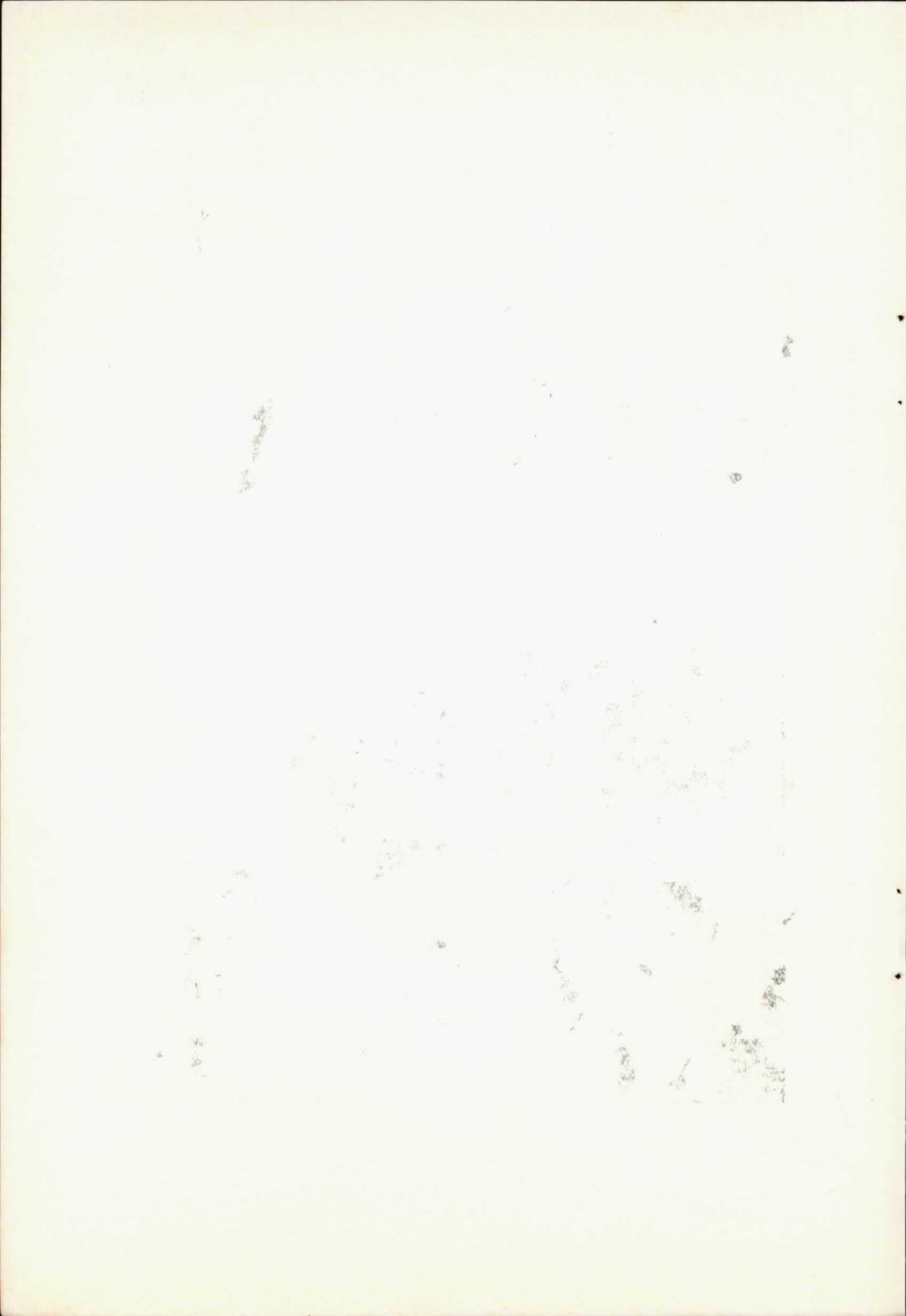
木村忠二郎氏



松岡駒吉氏



会場全景



I. 第1回新生活指導幹部講習会開催要綱

財団法人人口問題研究会

1. 趣 旨

戦争によって多くの国土を失い、資源は窮乏し、貿易は萎縮し、人口のきびしい重圧の下にわれわれの生活は苦悩をつづけている。さらに戦後の急激な社会変動により、家庭生活の秩序は混乱し、家庭生活を再建すべき方途は混迷状態にある。この際、家庭の新しき秩序を打立て、生活水準の保持向上を図り、健康で生産的で明朗な家庭生活を築くことがわが国再建の基礎であり、人口の量的調整ならびに質的向上の根基もここにあり、したがって人口問題を解決に導くゆえんであるといわなければならない。

しかるに、衣食住の技術的改善を主眼とする従来の新生活運動をもってしては、遺憾な点が少くない。ここにかんがみ、本会においてはつとに新生活指導委員会を設置し、その基本方針を議決し、各職域、地域を単位として新生活指導の全国的運動を展開しつつある。この運動は、ただに物の合理的計画的利用のみならず、家族の人員を調整して、生活水準の保持向上を図り、家族成員の資質の向上を実現し、ひいては職域における生産性の高揚と産業安全の基礎をやしなうこと、すなわち、家族計画から出発し、新しき家庭道徳を高揚して、家庭生活再建の基礎たるべき秩序を与え、さらに、家庭から職場へ、職場から社会全般におしひろめて職場道徳、社会道徳再建の基礎につちかおうとする。したがって、本運動は、ただに家族計画運動に止るものでなく、広く精神運動につながるものである。

幸にしてこの運動は、多くの職域、地域の積極的賛同と協力を得て、ますます広範囲に発展普及せんとしている。しかるに、主要職域におけるこの運動展開の中樞となるべき幹部諸氏からこの運動の基礎理念、指導要領等に関する知識、経験習得の要望がとみに起りつつある。ここにかんがみ、本会において

は、これ等の要望に応え、極力短期間にその要諦の習得に資するため新生活運動の事業の一としてこの講習会を開催することにした次第である。

2. 目 的

以上の趣旨に基き、主要職域における新生活指導幹部に、新生活運動の指導理念並びに指導要領、その他実践的知識を与えることを目的としてこの講習会を開催する。

3. 対 象

新生活運動に関心をもたれる企業体、経営体においてこの運動の企画推進等実践に当られる幹部の人々（例えば、会社、銀行、工場等の労務、厚生等の方面を担当する責任ある人々）。

4. 期 間

昭和30年6月27日（月）より7月2日（土）まで6日間

5. 会 場

東京都港区麻布材木町 55 番地
地方職員会館大会議室

6. 講習会次第

開 講 の 辞	本会理事長	経済学博士	永	井	亨
挨 拶	厚生大臣		川	崎	秀 二
挨 拶	人口問題審議会長	法学博士	下	村	宏
挨 拶	衆議院議員		松	岡	駒 吉
閉 講 の 辞	人口問題研究所長	経済学博士	岡	崎	文 規

7. 講師および担当科目

新生活運動の趣旨	本会理事長 経済学博士	永	井	亨
家族計画の理念	慶応義塾大学教授 経済学博士	寺	尾	琢 磨
新生活運動と人口問題	人口問題研究所 総務部長	館		稔
新生活運動と社会道德	社会道德協会常任 理事 文学博士	原	富	男
社会教育よりみたる新生活運動	文部省社会教育局 社会教育課長	蒲	生	芳 郎
新生活運動と経済問題	国民経済研究協会 理事長	稲	葉	秀 三
新生活運動と労働運動	慶応義塾大学教授 経済学博士	藤	林	敬 三
公衆衛生と家族計画	国立公衆衛生院長 医学博士	古	屋	芳 雄
新生活運動と家庭問題	中央教育審議会委 員 医学博士	山	本	杉
家庭と健康生活	文部省保健体育審 議会委員 医学博士	渡	辺	定
受胎調節および人工妊娠中絶	横浜大学教授 医学博士	森	山	豊
生活合理化について	早稲田大学教授	今	和	次 郎
産業安全について	労働省労働基準局 安全課長	野	口	三 郎
新生活運動と精神環境	最高裁判所家庭局 医学博士	土	井	正 徳
健康保険一般	厚生省保険局 健康保険課長	山	本	正 淑
母子福祉について	厚生省児童局 母子福祉課長	吉	見	静 江
現下の性問題	警視庁技師	小	野	常 徳
優生保護法と薬事法	厚生省公衆衛生局 庶務課長	小	沢	辰 男
新生活運動の実践要領	人口問題研究所 調査部第四科長	篠	崎	信 男

8. 日 程

年 月 日	午 前		午 後	
	9:00—10:30	10:30—12:00	13:00—14:30	14:30—16:00
30. 6. 27(月)	(開講式)	永 井 亨	館 稔	山本正淑
〃 28(火)	野口三郎	山 本 杉	蒲生芳郎	小野常德
〃 29(水)	稲葉秀三	土井正徳	(日本鋼管川崎製鉄所見学)	
〃 30(木)	原 富 男	吉見静江	古屋芳雄	渡辺 定
〃 7. 1(金)	小沢辰男	藤林敬三	森 山 豊	寺尾琢磨
〃 2(土)	今和次郎	篠崎信男	(実務打合せ懇談会・閉講)	

9. 聴 講 料

聴講希望者1名につき実費(会場費, 講習会テキスト印刷費, 講師謝金等)
金 2,500 円

10. 聴 講 申 込

別紙第1回新生活指導幹部講習会聴講申込書に御記名の上, 6月20日迄左
記宛御送付のこと(別紙省略)

記

東京都港区芝田村町1の2(日産ビル4階)

財団法人 人口問題研究会

Ⅱ. 講習会日誌

6月27日 午前9時開講式

開講の辞 本会理事長 永 井 亨

挨拶 厚生事務次官 木 村 忠 二 郎

挨拶 衆議院議員 松 岡 駒 吉

挨拶 毎日新聞社相談役 藤 原 勘 治

午前10時30分より開講

新生活運動の趣旨 本会理事長 永 井 亨

新生活運動と人口問題

人口問題研究所総務部長 館 稔

健康保険一般

厚生省保険局健康保険課 岡 本 和 夫

午後4時終了

6月28日 午前9時開講

産業安全について

労働省労働基準局安全課 松 沢 春 雄

新生活運動と家庭問題

中央教育審議会委員 医博 山 本 杉

社会教育よりみたる新生活運動

文部省社会教育局社会教育課長 蒲 生 芳 郎

現下の性問題

警視庁防犯部保安課 小 野 常 徳

午後4時終了

6月29日 午前9時開講

新生活運動と経済問題

国民経済研究協会理事長 稲 葉 秀 三

新生活運動と精神環境

最高裁判所家庭局 医博士 井 正 徳

午後1時 日本鋼管川崎製鉄所見学

午後1時講習会場前より貸切り専用バスに乗込み京浜国道を経て川崎に向う。参加人員43名。川崎市役所前にて鋼管新生活事務局深沢氏の出迎を受け、同氏の案内で、道順の都合上先づ京町地区で当日開かれていた洋裁講座（講師戸田要女史）を視察、折柄 15名の主婦が熱心に型紙裁断をしている模様を覗き会場の設営・連絡・経費等について質問を受ける。次いで鋼管通り地区の家族計画集団指導（福井雪野指導員）の現場を見学、約20名の主婦を前に掛図、人体、模型、スライド、器具薬品の見本を用いての実際指導を傍聴、指導員・各主婦に指導に対する反応・態度等について質問をする。それより事務局会議室に到着、大田厚生課長のこの運動を取上げるに至った動機の説明、本田厚生係長の経過報告を受け、質疑応答に入り、予算・組織・実績調査等に活発な発言が繰返えされた。その後更に生活相談室を訪問、丁度相談を終了したばかりの同室嘱託弁護士久米愛女史より相談室の内容・事件の種類等についての説明を聴き、再びバスに乗車、5時半新橋駅前にて解散。（附録参照）

6月30日 午前9時開講

新生活運動と社会道德

社会道德協会常任理事文博士 原 富 男

母子福祉について

厚生省児童局母子福祉課長 吉 見 静 江

公衆衛生と家族計画

国立公衆衛生院長医博士 古 屋 芳 雄

家庭と健康生活

文部省保健体育審議会委員医博士 渡 辺 定

午後4時終了

7月1日 午前9時開講

優生保護法と薬事法

厚生省公衆衛生局庶務課長 小 沢 辰 男
新生活運動と労働運動

慶応義塾大学教授経博 藤 林 敬 三
受胎調節と人工妊娠中絶

横浜大学教授医博 森 山 豊
家族計画の理念

慶応義塾大学教授経博 寺 尾 琢 磨

午後4時終了

7月2日 午前9時開講

生活合理化について

早稲田大学教授 今 和 次 郎

新生活運動の実践要領

人口問題研究所調査部第四科長 篠 崎 信 男
以上を以て閉講

挨拶 本会理事長経博 永 井 亨

閉講の辞 人口問題研究所長 岡 崎 文 規

午後1時より実務打合せ懇談会

会場を座談会風に作りかえて実務打合せ懇談会が開かれた。出席者41名、先づ永井理事長より挨拶があり、次いで新生活運動を既に展開しつつある東京芝浦電気株式会社及び日本軽金属株式会社より経過報告あり、又近々運動に着手予定の日立造船株式会社より計画進行状況の説明を聴いた。

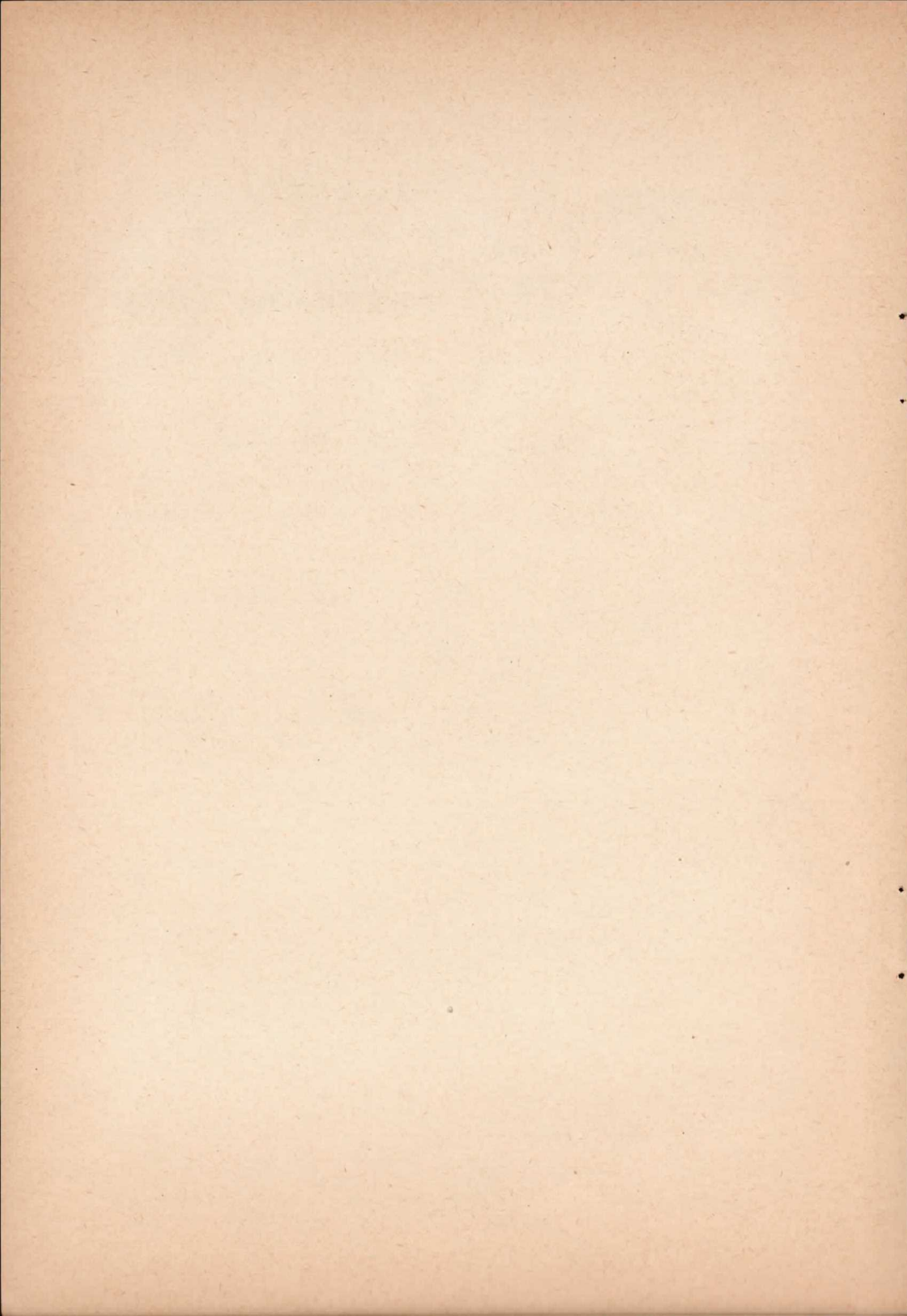
その後座談に移り、民族滅亡論に対する反ぱく・生活合理化と精神運動の関連・指導員の人選問題・労働組合との提携方式・統計調査法の各社統一化問題・墮胎抑制方策等について真剣な討論を行い、各質問に対して列席の永井・館・篠崎の各講師より夫々解答があった。次いで各社の特殊事情部内情勢の説明が行われ、最後にこの講習会を契機に各社の新生活運動連絡協議会（仮称）設立の機運が盛上り、取り敢えず、各社の本運動実施のデータを交換して、お互いの改善向上を期することが提案決定された。

Ⅲ. 第1回新生活指導幹部講習会聴講者名簿

会 社 名	氏 名	会 社 名	氏 名
東京芝浦電気株式会社	雨宮敏夫	〃 (因島)	下江忠雄
〃 府中工場	松本督喜	宇部興産株式会社	西村 滋
相模ゴム工業株式会社	鷺巢 栄	〃	沖永 博
電気化学工業株式会社	宮脇 昭	常盤炭礦盤城礦業所	平野 諭
〃	小野正毅	日本軽金属株式会社	野口 卓
三井鉱山株式会社	青地球磨男	〃	青柳順久
〃	藤本正夫	〃 清水工場	清水清夫
日本公通公社	高柳金芳	〃 〃	高橋利男
東亜燃料工業株式会社	間崎敬義	〃 蒲原工場	加藤房之助
京浜急行電鉄株式会社	八木下八蔵	川崎製鉄株式会社	吉田満定
私鉄経営者協会	石川一夫	日本国有鉄道	原田種達
東武鉄道株式会社	戸田小作	〃	元井定雄
〃	加藤安三	〃	木村斗鬼雄
三菱地所株式会社	中山和夫	〃	杉村 孝
本州製紙株式会社	高後武之助	財団法人鉄道弘済会	井口 敏
日立造船株式会社 (神奈川工場)	佐竹 渡	〃	後藤達男
〃 (〃)	田辺正雄	富士製鉄株式会社	治部万兵衛
〃 (本社)	米沢 暹	日本陶器株式会社	釘宮太郎
〃 (設計)	久村 勝	住友金属工業株式会社 鋳管製造所	隈崎守俊
〃 (桜島)	目黒高造	住友金属鉱山株式会社	岡崎清次郎
〃 (築港)	福留義正	三菱金属鋳業株式会社 明延鋳業所	美濃朝治
〃 (向島)	豊田 豊	〃 細倉鉱山	千葉専助
〃 (〃)	門田義則	〃 尾去沢鋳業所	本間一郎

会 社 名	氏 名
三菱金属鋳業株式会社 細倉鋳業所	江 口 勉
// 直島製練所	中野博造
主婦連合会	大出よ志
トヨタ自動車株式会社	柏木正雄

会 社 名	氏 名
日本通運株式会社	鳥越 浩
株式会社日立製作所	佃美 嗣
中部電力株式会社	野尻俊夫
田村製菓株式会社	田村俊雄



IV. 講 議 要 綱

(掲載の順位は講義の順による)

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
PRESS

新生活運動の趣旨

本会理事長 経済学博士 永井 亨

今まで政界及び財界において唱導され、また民間において実行されつつある新生活運動なるものは、衣食住その他の生活様式の改善か、然らざれば虚礼の廢止、無駄の廢除、貯蓄の奨励、投機の抑制等々に止まって、時としてはそれによって道義心の昂揚に資せんというに過ぎない。何れみな大切な事柄であつて、実行の伴う限り何等反対すべき理由はない。けれども、かかる新生活運動をもってして、果して敗戦後国土の喪失、資源の欠乏、貿易の不振に加うるに、人口の重圧、道義の頽廢に直面しつつあるわが国を再建する基盤とするに足るであろうか。いいかえれば、終戦後一時人心を支配したかに見えた民主的な文化国家乃至福祉国家を建設する地盤とするに足るであろうか。日本再建のための基盤となり、あるいは新日本建設のための地盤となるべき新生活運動でない限り、眞の新生活運動とはいひ得ないであろう。

私は考える。日本の再建を妨げる二大難関とも見るべきものは人口の重圧であり、道義の頽廢であろうと。何故なれば、一方今日の如き過剰人口の重圧下にあつては失業の脅威、貧困の苦難はもちろんのこと、資本の蓄積、産業の合理化、ひいては経済の自立、社会の安定を阻害するであろうからであり、他方今日の如き社会道義の頽廢下にあつては犯罪の累増、家庭の混迷はもちろんのこと、責任協力を欠き、社会公益を軽んずる結果は政治の腐敗、経済の混乱を來して社会秩序を保持し得ないであろうからである。

果して然らば、日本再建の基盤とも見るべきものは人口問題の解決と社会道徳の確立とにあるといわざるを得ない。そのための新生活運動は家族計画による人口の量的調整と家庭道徳による人口の質的向上を中心とするものでなければならぬ。元來理想なき新生活運動は一時の流行語たるに止まって永續するものでないことを銘記すべきである。

わが国の人口は今や8,900万を数え、近年出生率は著しく低下して昨年中人

口 1,000 につき 20 (1952 年英独 15.7, オーストリア 14.5) に降り、出生数 176 万を算したが、死亡率は更に低減して人口 1,000 につき 8.2 (オランダ 7.3) に下り、死亡数 72 万に過ぎなかったため、差引 104 万の増加を見、15 年後には 1 億を突破するであろうと推計されている。しかも出生低下の原因は主として墮胎のためであって、昨年中優生保護法による人工妊娠中絶のみにて 114 万件を数え、法律によらない無届の墮胎数を加えれば出生数を遙かに超過するであろうし、かかる非人道的な産児制限に代えるに合理的な受胎調節による家族計画をもってすることこそ目下の急務であらねばならない。かく妊娠中絶即ち墮胎によって人口増加を抑制せんとするが如きは封建時代の間引の遺風を去ること速くなく、文明国民の恥辱といわざるを得ない。さりとて墮胎の大半は受胎調節即ち避妊の失敗に起因することであるから、出来得る限り失敗ならしめる受胎調節を指導することの必要であることはいうまでもない。

しかしながら、家族計画の運動が単なる受胎調節の運動に止まるものでない如く、新生活の運動は単なる家族計画の運動に止まるものではない。いわば、家族計画は新生活運動の出発点であって到達点ではなく、その手段であって目的ではない。家族計画の運動は家庭生活の見地からすれば、先ずもって主婦の肉体上、精神上の負担を軽からしめ文化生活を送らしめんがためであり、生児の保育教育の責任を完からしめんがためであり、一家の経済を安定せしめ余裕あらしめんがためである。避妊に伴う弊害なからしめんがため性道徳の発達を期すべきことはいうまでもない。果して然らば、家族計画によって家庭の安定を計ると共に、家計々画乃至予算生活によって生活の安定を期すべきことは勿論であり、衣食住その他の生計改善に力を致すべきことも当然である。ただ従来の新生活運動は物的方面にのみ着眼して人的関係を軽視したことにおいて欠陥があったといわざるを得ない。

翻ってわが国民の社会生活を顧みると、最大の欠陥とも見るべきものは、社会人としての意識、その心構を欠いていることである。かかる欠陥を補わんがためには、何よりもまず家庭(最小単位の社会)人としての意識、その心構を涵養することでなければならぬ。封建時代にあっては家長本位の家族制度が家

系や家柄と共に家庭人としての意識を喚起し、当時の家庭道徳に役立ち得たのである。しかるに今や当然家族制度は崩壊するに至ったが、さてそれに代わる家庭道徳は何等打立てられていない。よろしく男女平等、人格尊重の基盤の上に家庭本位の新道徳を建設し、家庭人としての新道徳を建設することこそ、やがて社会本位の道徳、社会人としての道徳を確立する根源となるであろう。詳しくいえば、何よりも家庭を重んじて構成員各自の利益や自由は家庭の共通利益、共同目的のために制限を受け、時としては犠牲に供する心構がなければならぬ。斯の如きは職場について見ても毫もその理を異にするものでなく、何よりも職場を重んじ、経営者も労働者もその共通の利益、共同の目的の存する職場本位の道徳を打立てるべきであろう。かくして家庭と職場とを直結して家庭道徳から職場道徳へと推し進めてゆけば、やがてその事が社会道徳の確立を促すに足るであろう。従って従来職場に限られた経営方針乃至管理方法を改めて職場を家庭に直結せしめ、職場の基礎を家庭に置くようにすれば、そこに協力態勢も生産性の向上も期待し得るのである。かかる道理は決して空論でなく、実際の事例がその事を物語りつつあることは後段に記述しよう。我等の提唱する新生活運動の目標も理想も実にここに存するのである。

本運動のモデルケースと称せられる日本鋼管川崎製鉄所は、一昨年以來卒先新生活運動を名乗ってこれを展開し、スローガンを掲げて (1)日夜生産に従事する夫の留守を守る家庭婦人が誇りをもって幸福な家庭と明るく秩序正しい社会を築くための礎となり (2)隣人愛と相互扶助を基として互に教養を高め道義を高揚し生活の向上を図って行く運動であるといい、生活の合理化、保健衛生、家族計画、育児教育、社会作法及び公衆道徳、教養慰安等の実施項目を挙げている。まず家族計画(受胎調節)に着手して助産婦を常時に指導員として家庭を個別訪問せしめ、家庭の主婦を組織化して推進委員を置きしばしば会合を重ねて隣保の実を挙げ、会社特製の家計簿を無料配付してその記入方の講習を行い、近くは生活相談所を特設して山本杉、山室民子、久米愛の3女史を聘してその事に当らしめる等着々実行を進めつつある。既に昨年に至る1年間に出生率(1千世帯)は5分の1に、妊娠率は3分の1に激減し、昨年以來助産

婦 20 名を依嘱して 8 千世帯を対象とし、近くその成績を発表せんとしている。累年工員の欠勤率は低下し、安全運動と相俟って罹災率も低減しつつあり、会社の支出する家族手当等は減少するに従ってこれを挙げてこの運動に提供し、健保組合も財政に余裕を生じ、労働組合は会社直接の利益のための運動でないことを知って理解を深めつつある。常盤炭礦盤城礦業所においても一昨年来家族計画の運動に着手して既に顕著の実績を挙げ、今や新生活運動へと切替つつあり、その他東京芝浦電気府中工場、日本軽金属蒲原、清水二工場は既に本運動の発会式を挙げ、東芝本社においてはこの運動に先だち労働組合の諒解と協力を得て着手したのであり、その他本運動に着手し又は準備中のものに東武鉄道、播磨造船所、日立造船所、日本陶器等々があり、漸次にこの運動の展開を見つつある。

以上は企業体即ち職域団体を対象とする運動であるが、地域団体としては既に主婦連合会と密接の連契を保ち、もし従来の衣食住改善、家計、家族計画の諸項目の外に家庭道徳又は社会道徳の一項目を加えれば本運動と合致するものとなろう。我等の提唱する新生活運動は将来に理想を有する有機的、総合的の運動であることを終りに一言して置く。

新生活運動と人口問題

人口問題研究所総務部長 館

稔

1. わが国人口の現状

- (1) 急激な人口変動
- (2) 死亡率の改善
- (3) 出生率の激減
- (4) 人口構造の変動

2. わが国人口の将来

- (1) 人口増加の速度——1億人口不可避
- (2) 人口構造の変動
 - (A) 生産年齢人口の激増
 - (B) 人口構造の老年化
- (3) 今後 10 年わが国の人口危機

3. わが国の人口問題

- (1) 人口増加速度の調整——出生の調整
- (2) 人口構造変動に対する調整
 - (A) 労働力の増加と投資——経済循環と生産年齢人口増加との調整
 - (B) 人口構造変動と産業構造
 - (C) 社会保障
- (3) 人口資質の向上

4. われわれの生活の適応

- (1) 現下の社会変動と家庭生活の混迷
- (2) 家庭生活の秩序の再建
 - “human relation”
 - 家庭と職域
 - 職域と社会

- (3) 時間の合理的利用と教養
- (4) 物の合理的利用
- (5) 人——家族の人員に関する合理的計画

5. 新生活運動の意義

- (1) 社会変動——家庭の新しい秩序の建設
人口問題——物と人との合理的計画
- (2) 階級的利害関係を越えた運動
- (3) 技術の運動でなく、民族文化運動

参考統計資料

表 1. 大正9年以降わが国の人口増加

年 次	人 口	増 加 割 合	
		毎 5 年	毎 15 年
	百万人	%	%
大 正 9. 10. 1	55.2	—	—
14. 10. 1	59.0	6.9	—
昭 和 5. 10. 1	63.6	8.0	—
10. 10. 1	68.4	7.5	24.1
15. 10. 1 A)	72.3	5.7	—
20. 11. 1	72.0	-0.5	—
25. 10. 1	83.2	15.6	21.6
29. 10. 1 B)	88.3	—	—

人口調査、境域は昭和25年10月1日に換算統一、ただし昭和29年には奄美大島を含む。A) 在外軍人、軍属を含む。B) 総理府統計局推計。

表 2. 人的産業構造

年 次	産業（3大分類）別就業人口				割 合			
	総 数	第1次	第2次	第3次	総 数	第1次	第2次	第3次
	百万	百万	百万	百万				
大正 9	27.0	14.4	5.6	6.9	100	54	21	26
昭和 5	29.3	14.5	6.0	8.9	100	49	20	30
15	32.2	14.2	8.4	9.6	100	44	26	30
22	33.3	17.8	7.4	8.1	100	53	22	24
25	35.6	17.2	7.6	10.8	100	48	21	30

第1次産業は農業、林業および狩猟業、漁業および水産養殖業、第2次産業は鉱業、建設業、製造業。第3次産業はその他の産業、昭和22年以前は昭和25年の産業分類によって組替えたもの。

総理府統計局：大正9年乃至昭和25年国勢調査産業別就業者の比較、昭和27年5月による。

表 3. 人口動態摘要表

年次	出生率	死亡率	自然増加率	死産率	死産中人工妊娠中絶割合
	‰	‰	‰	‰	‰
昭和8-12	31	17	13	51	—
21A)	25	17	8	—	—
22	34	15	20	44	—
23	33	12	22	51	22
24	33	12	22	67	39
25	28	11	17	84	50
26	26	10	16	92	54
27	23	9	14	93	54
28	21	9	13	94	54
29	20	8	12	96	54

出生率、死亡率、自然増加率は人口1,000につき死産率は出産(出生+死産)1,000につき、A)推計。

表 4. 日本将来人口(最近の暫定推計)

年次	人口総数	年令構成係数				推計出生率	推計死亡率	推計自然増加率
		総数	0-14才	15-59才	60以上			
	百万					‰	‰	‰
昭和25	83.2	100	35	57	8	28.1	10.9	17.2
30	89.1	100	33	59	8	20.4	9.1	11.3
35	93.8	100	30	61	9	17.1	8.4	8.7
40	97.3	100	25	65	10	15.5	8.5	7.1
45	100.7	100	22	67	11	15.3	8.8	6.5
50	103.9	100	21	67	12	15.2	9.6	5.6
55	106.5	100	21	67	12	14.3	10.4	3.9
60	108.0	100	20	66	13	13.0	11.1	1.9
65	108.5	100	19	66	15	12.0	11.9	0.0
70	108.0	100	18	65	17	11.5	12.9	-1.4
75	107.0	100	17	64	19	11.4	14.0	-2.7
80	105.2	100	17	62	22	11.3	15.4	-4.0
85	102.7	100	17	59	24	11.1	16.7	-5.5
90	99.6	100	17	58	25	10.9	17.9	-7.0

厚生省人口問題研究所：最近の人口に関する統計資料、増補第7版、昭和29年2月10日による。

健康保険一般

—健康保険の諸問題—

厚生省保険局健康保険課 岡本和夫

1. 医療保険の概況

健康保険

船員保険

国家公務員共済組合

市町村職員共済組合

私学教職員共済組合

日雇労働者健康保険

国民健康保険

2. 政府管掌健康保険と健康保険組合

(医療保険の経営主体)

3. 保険給付

(1) 現物給付と現金給付

(2) 療養の給付と療養費の支給

(3) 療養の給付——適正給付とは何か

4. 療養担当者(保険医)問題

自由開業制度の上に立つ保険医指定制度

5. 療養給付費の増大傾向

(1) 医学の進歩と医療費

(2) 支払方式

点数定額式——受診率と一件当点数と一点単価

社会保険診療報酬支払基金

(3) 医療給付に於ける無制限制 必要にして充分なる給付と一部負担制

(4) 結核医療費

6. 保険料収入

- (1) 保険料の賦課方式
- (2) 標準報酬制
- (3) 保険料率
- (4) 事業主と被保険者との負担割合

7. 保険財政の赤字問題

- (1) 政府管掌健康保険の現況
- (2) 保険料収入と医療給付費の増高とのアンバランス
- (3) 経済力（国民生活程度）と医療費のアンバランスをどう処理するか
- (4) 保険医療制度の再検討
- (5) 結核対策をどうするか
- (6) 医療給付費の増大を抑制する措置を講ずるかどうか

8. 健康保険財政の危機に対処しての応急対策と根本対策

- (1) 法律改正
- (2) 国庫負担問題

9. 医療保険に関する将来の構想

産業安全について

労働省労働基準局安全課長補佐 松 沢 春 雄

1. 産業安全の意義

一家の働き手が思いがけない産業災害によって、尊い生命を喪い又は身体傷害を受けて休業し、或は身体機能を失って職場に復帰することができなくなるということは、個人及びその家庭にとって、これほど不幸なことではないし、産業災害のために、生産設備が破壊し、原材料その他を損耗し、或は生産の減退を来たすということは、その企業にとって、更に惹いては国家経済にとって、これほど残念なことではない。

すなわち、産業安全の問題は、ひとり人道的見地からばかりでなく、経済的見地から考えて見ても忽せにできないものであるということが出来る。

本講習会において、この問題を取り上げたということは、いうまでもなく、われわれ同胞が挙って、健康で生産的で明朗な家庭生活を築き、わが国再建の基礎である人口の質的向上を図らんとする趣旨の一端であろうかと考えられる。

2. わが国における産業災害の現況

戦後におけるわが国の労働死傷害の発生件数は、昭和 27 年において、近年中最も低い数字を記録した。しかし、一昨年以降逐年増加の傾向を辿り、昨 29 年における休業 8 日以上の中傷及び死亡の総件数は、およそ 35 万で、これを前年の発生件数に比べると、5.6% の増加率を示したのである。殊に、死亡件数のみを取り上げて見ると、およそ、5,900 で前年比実に、11.7% の増加振りを示したのである。

しかし、これは、すべての業種に亘って増加したというのではなく、業種によっては、むしろ低下の傾向を示したものもある。

昭和29年業種別死傷発生件数

業種	死傷別		休業8日以上	計	前年比 (%)
	死亡	前年比 (%)			
製造工業	1030	0	117,264	118,294	0
建設業	962	+ 9.8	53,792	54,754	- 9.5
運輸業	1936	+ 15.9	99,972	101,908	+ 24.1
貨物取扱業	322	- 11.8	15,666	15,988	+ 4.2
農林業	231	- 6.5	32,076	32,307	- 9.5
その他	449	- 11.4	18,754	19,203	+ 22.4
計	669	+ 116.5	6,864	7,533	+ 25.1
計(除鉱業)	5599	+ 11.7	344,388	349,987	5.6
	4637	+ 12.1	290,596	295,233	9.0

3. 産業災害の原因別分布

労働死傷害は、どのような原因で発生しているか。その分布状態を見る。

死傷原因別分布(昭和29年)

原因別 (大分類)	原因別 (中分類)	死亡 (%)		作業傷害 (%)	
		全産業	製造工業	全産業	製造工業
動力運転	動力伝導装置	1.6	5.3	1.5	2.6
	動力揚重機	3.0	5.3	1.5	1.5
	動力運搬機	21.9	22.8	3.8	2.6
	一般動力機	2.3	8.7	9.7	20.8
作業行動	手動重運搬機	4.3	2.0	5.2	2.5
	手動機運工具	0.1	0.2	5.2	5.5
	取扱運搬機	4.3	3.9	32.6	30.7
	飛来突	20.8	9.1	17.0	12.2
	墜落	2.3	2.0	7.7	6.3
	墜落	16.3	13.9	7.5	4.3
特殊危険	電毒	6.0	3.4	0.6	0.7
	爆発	0.8	2.1	0.7	1.4
	高圧	3.5	7.5	0.6	0.6
	破裂	0.8	3.2	2.1	4.1
雑原因	火災	0.4	0.5	0.0	0.1
	到	0.6	0.3	0.1	0.1
	雑	11.0	4.8	4.2	0.4

(註) 鉱業を除く全産業について集計されたものである。

4. 安全管理の根本方策

- (1) 設備面の整備改善
- (2) 安全規律の確立
- (3) 安全教育の徹底強化
- (4) その他

新生活運動と家庭問題

中央教育審議会委員 医博 山 本 杉

新生活運動というのは、単に具体的な生活の改善でなく、物心両面の生活の推進でなければならないと思う。

このごろ精神衛生ということばさえ流行して、人間の生活してゆく状態が、いつでもよくととのっていなければならないということが強調されるようになったが、このことは、とりもなおさず、物質生活の合理化によって精神の健康を保たなければならない、という人権尊重から出た考えかたである。

そして、そこにはじめて、社会の道徳も個人の道徳も保たれるというのである。

また、その道徳のうらづけによる生活の合理化でなければならないとも考えられるわけである。

ここに道徳と一ことでいってしまうと、それは、一般の社会道徳というようにきこえるかもしれないが、そのなかにふくまれているものは貞操観念であり（一夫一婦の確立）純潔思想であり（人格完成）優生への道であり。それらのうらづけによる人類の進歩への方向づけであり、あらゆる文化性の根源であると考えられるものである。

この観点から家庭問題をとりあげ、その解決の方向を考えてみる。これが今日の私の課題である。

日本の現在の家庭相談の問題点は、同じ経済問題でも (1)、貧困からくるもの、更にそれをわけると、(2)、働く能力の不足からくるもの (3)、子どもが多すぎてどうにもならないでいるもの (4)、病気、等があげられる。また、夫婦間の問題にしても、愛情喪失が、(1)、貧困からくるもの (2)、病気からくるもの (3)、性生活がうまくいかない等々がある。更にそのなかには(1)、妻が妊娠をおそれて心理的に冷感症になってしまったもの (2)、夫が妻の妊娠に理解が

ないためなどがあげられる。また三角関係にしても (1)、生来浮気な性格 (2)、妻が夫をきらうためなど、詳しく、分類すればいろいろのことが浮出てくるが、要は、その根底に流れている、精神、物質両面の生活の非文化性、非合理性ということに帰着するのではないか。

そこで、その解決策をどうしてあたえたらよいか、それは国家的には人口の適性、就職のあっせん、社会保障等々政治の強化が考えられるのであるが、要は国民生活が自主的な生活の自覚のもとに、もっと文化性を持つということが根本ではないのか、そこに生活指導の身が入らなければ、この人口過剰になやむ日本の人々の生活にはいつになってもすくい道はひらかれないのではないか。そこでまづとりあげられなければならないのは家族計画の問題である。ということになる。

なにはともあれ、家庭相談にあらわれてくる国民の生活の自覚は低く、民主々義とか、個人の自由とかいうことの以前の段階でなやみもだえていると思われる。

社会教育よりみたる新生活運動

文部省社会教育局社会教育課長 蒲 生 芳 郎

社会教育よりみた新生活運動

(新生活運動に関する 12 章)

序 新生活運動とは何か

(全国各地の新生活運動の実態)

考 え 方 6 章

1. 戦時中の翼賛運動のような上意下達式な劃一的なものでないほんとうに国民一人一人の心の中から国民自身の力でもり上げる建設的な明るいもの
2. 貯蓄をすとか、無駄をはぶくということだけでなく進んで生産力の向上をめざして、積極的に生み出す力を養い合うもの
3. 町や村か職場や家庭で、ほんとうに自分や、自分たちが直面し困っているもの、自分たちの必要を直接にみたすもの
4. 大きな理想が目標をたてすぎて何をしてよいかわからないのではなく、身のまわりの手近なとりつきやすいものから解決できるもの
5. カマドの改善や、結婚衣裳を簡素化するなど、形だけの問題でなく、物の考え方を正しく広い視野からうちたてるもの
6. 町や村などの地域社会は勿論、一人一人の家庭や職場、政党や組合その他どこにでも行うことができるもの

す す め 方 6 章

1. 家庭や職場での自分の生活を先ず反省してどこに問題があるかを考えるところからはじまる
2. 家庭や職場や地域の集会でお互いに考えていることを話し合い、自分の意見を正しく発表し他人の意見を傾聴する共同学習を重んずる
3. 先ずしっかりした目標をたてた上でどのように進めてゆくか実態に即した計画方法をたてる

4. 一人の力だけでやろうとせずに、みんなで約束して集団の力で、他の集団と力を合せてすすめてゆく
5. 指導的立場にたつ民主的な考え方、方法技術をよく体得している立派な人をお互いの中から発見してもらってゆく
6. つねに反省評価をかさね、運動が充分の成果をあげているかを考えながら根気よく段階的にすすめる

現下の性問題

— 警察的視野に映じた —

警視庁技師 小野 常德

優生問題であるとか家族計画といった「現下の性問題」で、占めるウエイトの大なる課題は、幸い諸先生の御講演で十分に御理解されることと思いますから、私は専門分野の警察的視野に「性問題」の焦点を絞り、異常な形で捉えられた社会現象としてのそれと、性に絡まる犯罪といった話題を、オムニバス風に申上げます。このダークサイドを対象に、新生活運動を推進されれば、その意義も一段と強まるものと確信致しております。

○売春問題——只今議会で提出され種々な角度から論議されております「売春処罰法案のグルンドに一寸触れてみます。所謂「赤線業者」と呼ばれるものは全国に 35,000 余名もおり其処で働く従業婦と称する女性は 124,000 余名、街娼はセミプロを含め約 9,000 名と推定されており、昨年全国で検挙された売春婦は 25,000 余名。その 10% に当る 2,500 余名は有夫のそれでありました。都内の赤線区域の実態と警視庁で取締った売春婦——特に有夫の売春婦を分析し、またセミパンを通じて調査した女性の危機、初潮後二年目から三年に掛り、自己の意思で蕾を散らしてしまう話題などを申上げます。

○人身売買——人権の尊重と個人の自由を拘束する人身売買は、売春問題と並んで昨今世論の強烈なスポットを浴びております。昨年警視庁で摘発しました事犯は 433 名で、犠牲に供された人々は 939 名、その 99% までは淫行の勧誘を受けた女性でした。その恐ろしい人買いの種々相を解説致します。

○墮胎について——非合法の妊娠中絶、墮胎罪の治業やその手口方法を申上げます。昨年度は全国で 40 名が検挙されています。

○少年の性犯罪——戦前に較べて 5 倍強に激増、社会不安を醸成し、憂慮されております少年に依る強姦、わいせつ等の性犯罪（例の「鏡子ちゃん殺し」

など 279 件) を、数学的分類と共に分析検討し、如何にして忌むべきそれ等を防止すべきか、性教育の在り方と相俟って研究してみたく思います。

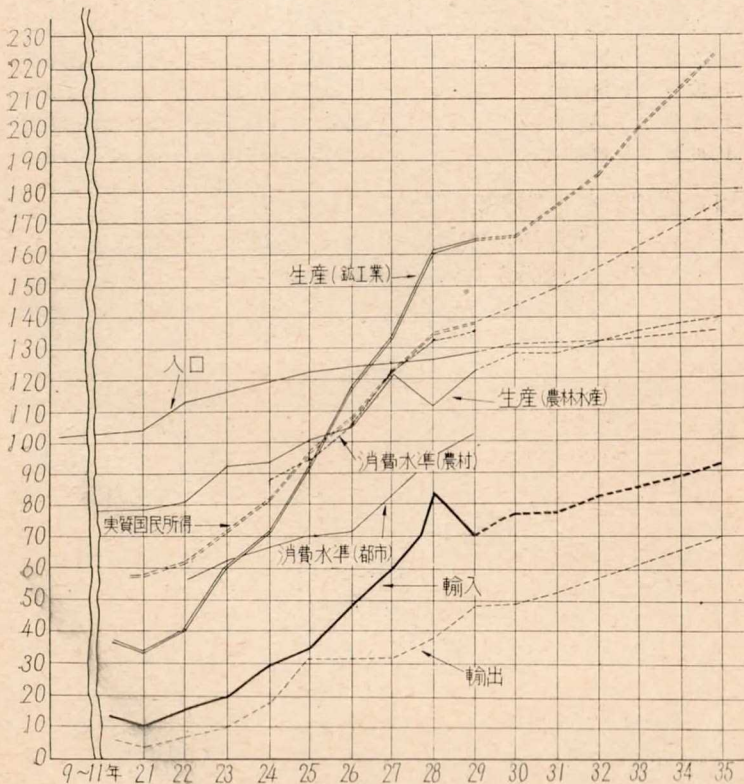
この他、青少年犯罪防止の一環として、有害図書、映画などの制限措置を構ずる「青少年条例」が問題となっておりますから、猥せつ事犯の事どもなど時間の許す範囲、社会の漸層として申述べ、コントラストに供します。

新生活運動と經濟問題

國民經濟研究協會理事長 稻葉秀三

主要經濟指標 (年度計算)

(9--11年=100)



	① 實質所得	② 消費水準 (都市)	③ 〃 (農村)	④ 総人口	⑤ 輸出	⑥ 輸入	⑦ 生産 (鉱工業)	⑧ 〃 (農林水産)
21年度	57.6	—	—	104.9	3.9	8.8	33.0	78.1
22年度	61.1	56.0	—	113.8	6.6	15.1	40.3	80.0
23年度	71.5	62.0	—	116.9	9.8	19.7	60.4	92.0
24年度	82.6	66.0	88.9	119.1	17.5	29.0	71.3	93.1
25年度	97.9	69.5	95.8	121.2	31.1	33.9	93.3	100.3
26年度	108.3	70.0	106.8	123.2	30.7	49.0	118.4	105.9
27年度	122.9	83.6	123.8	125.1	31.1	58.9	130.6	122.1
28年度	134.0	95.7	133.6	126.8	36.2	81.3	161.4	111.0
29年度	137.9	101.0	136.3	128.6	48.1	70.8	164.3	123.1
30年度	143.3			130.1	49.6	75.3	165.8	127.5
31年度	148.9			131.3	52.9	77.6	175.7	128.5
32年度	155.4			132.5	57.1	81.1	186.3	132.1
35年度	176.8			135.7	70.9	92.6	228.0	140.2

〔註〕 * ①～⑦ 経済審議庁調 ⑧ 農林省調

* 30年度以降は経済六カ年計画による。

* ⑤⑥ 数量指数なむ 21年度 22年度は推計。

新生活運動と精神環境

最高裁判所家庭局 医学博士 土井正徳

環境は理論的には物質的（或は自然）環境、社会環境および精神環境の3つに分けて考えることができるようである。しかしこれは環境に3種類あるというのではなくて、環境と一口にいっているものの見方によって、このような3種のカテゴリーができると考えるべきである。但し一般的熟語としての精神環境というのには、いろいろの人たちが主観的に規定した概念的ないろいろの意味があるようである。ここにあたえられた課題としての精神環境というのが、果してどのカテゴリーに属すべきものであるか、いささか明確を欠くものがないわけでもない。この点について一応検討しておくことは、広い社会運動としての新生活運動にとって、大切なことであろう。

次に、新生活運動と精神環境といえ、精神環境なるものの合理化、改善ないしは向上ということが当然考えられているわけであろうが、そのためには精神環境といわれるものの構造、つまり精神環境といわれるものはどのようにくみだてられているかということが明かにされておく必要があるであろう。その明確な知識の基礎によって合理化は、合理的に行われて行くにちがいない。

次に、精神環境なるものの理論的構造が明らかにされたならば、新生活運動の実践のために、手を加わらうべき実際の対象の決定と、いかにしてその手をくわえて行くかということが問題となるであろう。つまり精神環境に対する新生活運動の課題の選定と実際的方法論の検討ということである。

すでにこの段階まで新生活運動の実践は、着々と前進してきているのであろう。ここに課された問題は、その前進してきた従来業積への批判をかねての新しい角度からの問題構造の理解と、さらにそれを基礎とした実際の運動方法論の検討であると思われる。それは精神環境についてばかりでなく、あらゆる具体的問題に対して同様であろう。

その意味においてここでは、さきにあげた主要ないくつかの課題のうち、特

に再批判をくわえた方がいいのではないかと思われる2・3のものについて、理論と実際の両方面からとりあげてみたいと思う。それは「かくあるが故にかくあるべきである」というのではなくて、むしろ、一つの見方を提示して、実際運動にたずさわってられる方々自身の、再批判の契機としたいと思うのである。

なおこの問題をとりあつかうについては、社会病理、社会心理、文化、個人心理のそれぞれの相関関係を、考慮の基礎として述べ、日本の文化的社会（個人）心理および同じく日本文化的社会病理に焦点がおかれるであろう。

新生活運動と社会道徳

社会道徳協会常任理事 文学博士 原 富 男

1. 人生において苦勞しなければならぬ、という理由はどこにもない。けれども人々は現に苦勞している。人生は苦しい。苦しみの連続といってもいい。
2. いろいろ理屈はあろうけれども、現にある苦しみを解消して、人々はとにかく幸福な日々を過ごしたいのである。
3. 苦しみの原因の多いこの世の中では、(算術級数的と幾何級数的と)その原因を解消し克服して行かなければならない。

その方法をよくよく考えて実践して行かなければならない。

4. 生活の合理化はその方法の根底になければならない。合理化するという要請があるということは基盤に不合理の事実がある、ということである。

新生活運動はこの不合理の事実の上に立って生活を合理化しようとするのが根底にある、と考えられる。そしてこの合理化には諸方面がある。家族計画はその重要な一例である。……

5. しかしながらそれは一つの例外もなく「おたがいっこ」のことでなければならぬ。
6. そこで十分考えなければならぬことは「およそものがあるありかた」である。そしてこれにすなおであることがわれわれの合理化の根本になければならぬ。

およそあるものはすべてたて(時間)にもよこ(空間)にも相対的である。

例 粗孫(たて) 社会(よこ)

生活はおよそ「支え合い」でありかつあるべきである。

7. 相対的ということから、すぐ考えられることは、「善いこと」「正しいこと」のありかたである。

善いこと、正しいことはする場所に応じて「ごもっとも」でなければならぬ——また相待的である。

そこで問題は、

一定不変の正善といいうる現実的事実があるか？

ということである。

8. 一定不変の正善といいうる現実的事実はあり得ない。

そこで考えねばならぬことは、例外なく時空の制約下にある現実に処するには、風俗と人情とに即してつまり歴史的現実において当為を具体的にしなければならぬ、ということである。

9. それは大してむずかしい理屈をこねまわす必要はない。

正名と審分——要するに「らしく」することである。

それがまたそのまま「およそのありかた」にすなおであることである。

10. 道徳とは、(道徳は、社会道徳でなければならぬ)

およそのありかたにすなおであること。

(その解説をする。)

生活を新たにす運動は「道徳的」であれ、というのと一般でなければならぬ。

(参考書、抄著旧版「道徳篇」)

母子福祉について

厚生省児童局母子福祉課長 吉 見 静 江

1. 母子家庭の状況

母子家庭とは、夫のない女子とその女子の扶養している子から成り立っている家庭のことをいう。一般に未亡人と言っているのは、夫と死別した婦人で、現に婚姻をしていない者のことをさしているのであるが、母子福祉対策の対象としている母子家庭は、この未亡人と同じような事情にある婦人——つまり、夫と死別したと同じような事情にある婦人が、年少の子女を扶養している場合をいうのである。母子福祉資金の貸付等に関する法律では、このような事情にある女子として、次のように規定している。

- (1) 夫と離婚した女子であって、現に婚姻をしていない者
- (2) 夫の生死が明らかでない女子
- (3) 夫から遺棄されている女子
- (4) 夫が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子
- (5) 夫が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- (6) 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- (7) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていない者

昭和27年9月、厚生省児童局が調査した「全国母子世帯調査」の結果によると、18才未満の子を手許において扶養している女世帯主の総数は、全国で694,660人ということになっている。これをみると、母子家庭になった原因が戦争によるものよりも一般の病死等によるものの方が多いことと、生活に余裕のある者が全体の4.1%に過ぎないこと、母の職業による月收入が5千円以下のものが6割以上を占め、一世帯平均の有子率が2・3人である

こと等が分り、他の一般の家庭に比して如何に困難な状態にあるかが窺い知ることができると思う。

2. 従来の母子福祉対策

戦後、母子福祉に関する施策は「母子福祉対策要綱」を中心にして行われて来た。これは、昭和 24 年に政府において決定された事項であるが、国、地方公共団体等が協力して、母子福祉の向上を図ろうとしたものである。

現行の重なる事業は、次のようなものである。

- (1) 生活保護法による措置（各種の扶助及び母子加算等）
- (2) 児童福祉法による措置（母子寮、保育所への入所）
- (3) 授産施設の優先的利用
- (4) 課税上の措置（所得税の一部控除、市町村民税の免除）
- (5) 国民金融公庫による貸付（母子世帯貸付）
- (6) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による措置（遺族年金、弔慰金の支給）
- (7) 公営住宅法による措置（母子住宅の建設）
- (8) 母子家庭を明るくする運動等

(別表)

母子福祉資金の

貸付の機関	貸付の種類	貸付の内容とその対象	貸付金額の限度	貸付期間
都道府県 (福祉事務所・町村)	生業資金	事業を開始するのに必要な資金(母)	50,000円以内	
	支度資金	就職に際し必要な資金(母・子・父母のない児童)	15,000円以内	
	技能習得資金	技能を修得するのに必要な資金(母)	月額1,500円以内	知識技能を習得する期間中2年以内
	生活資金	技能を習得する期間中の生活を維持するのに必要な資金(母)	本人につき月額1,000円以内 扶養している児童1人につき月額500円以内	右の交付を受けている期間中
	事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金(母)	30,000円以内	
	修学資金	高等学校大学に就学し、又は医師の実地修練を受けるのに必要な資金(子、父母のない児童)	高等学校月額700円以内 大学、実地修練月額2,000円以内	就学、又は実地修練を受けている期間中
	修業資金	児童が知識技能を習得するのに必要な資金(子、父母のない児童)	月額1,500円以内	知識技能を習得している期間中2年以内

3. 母子福祉資金の貸付等に関する法律

- (1) 目的 配偶者のない女子であつて、現に児童（20才未満の者）を扶養している者に対し、資金の貸付を行うこと等により、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するとともに父母のない児童に対し資金の貸付を行うことにより、その自立自活の促進を図ることを目的としている。
- (2) 対象 前記「1」の通り。
- (3) 資金の貸付 別表の通り。
- (4) 母子相談員の設置 母子家庭の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子福祉の増進を図ることを職務とした職員であつて、現在、830名が各都道府県に設置されている。
- (5) 売店等の設置の許可等公共的施設の管理者は、母子家庭の者が公共的施設内に売店等の設置を申請したときは、その設置を許可するよう努めなければならない等。

貸付条件一覧表

据置期間	償還期限	利率	違約金	貸付金の財源
貸付の日から1年間	据置期間経過後 4年以内	年3分 但し据置期間中 は無利子	支払日に 償還金を支 払はなかつ たときは、 延滞元利金 額100円に つき1日4銭 の割合を以 て違約金を 徴収する。	都道府県に 特別会計を 設け、都道 府県の繰入 金とこれと 同額の国庫 貸付金及び 償還金等を 以てこの貸 付金の財源 とする。
同上	5年以内	同上		
技能習得期間満了後 6ヵ月	10年以内	同上		
同上	10年以内	同上		
卒業又は実地修練の 修了後 6ヵ月	2年以内	同上		
	20年以内	無利子		
技能習得期間満了後 6ヵ月	5年以内	年3分但し据置 期間中無利子		

公衆衛生と家族計画

国立公衆衛生院長 医学博士 古 屋 芳 雄

常磐炭礦磐城地区 (716 世帯) の妊娠率, その他

指導開始後満 2 年目

(昭和 23 年 4 月 1 日)

国立公衆衛生院衛生人口学部

年 次	1947~	1948~	1949~	1950~	1951~	1952~	指導後	指導後	
	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1 年目	2 年目	
妊 娠 数	171	179	169	181	201	208	177	105	
妊 娠 率 ^{***}	47.9 (40.6)	45.6 (41.3)	44.4 (36.5)	40.1 (38.7)	45.6 (40.1)	41.0 (39.1)	30.2 (26.3)	20.5 (19.7)	
生 産 数	168	169	153	162	161	130	77	53	
人工妊娠中絶数	1	7	13	14	34	63	91	49	
粗 出 生 率	42.9	43.3	40.8	39.1	34.6	33.5	21.4	14.4	
日本全国出生率	34.3	33.5	33.0	28.1	25.3	23.4	21.5	20.0	
再生産率	総	3.03	3.07	3.24	3.04	3.01	2.54	1.49	1.16
	純	2.83	2.77	2.79	2.70	2.64	2.17	1.35	1.01

* 年次は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄の 1 年間

*** 古屋・久保式による妊娠率, () 内は Stix-Notestein の原法による。

指導後 2 年目を指導直前に比べると

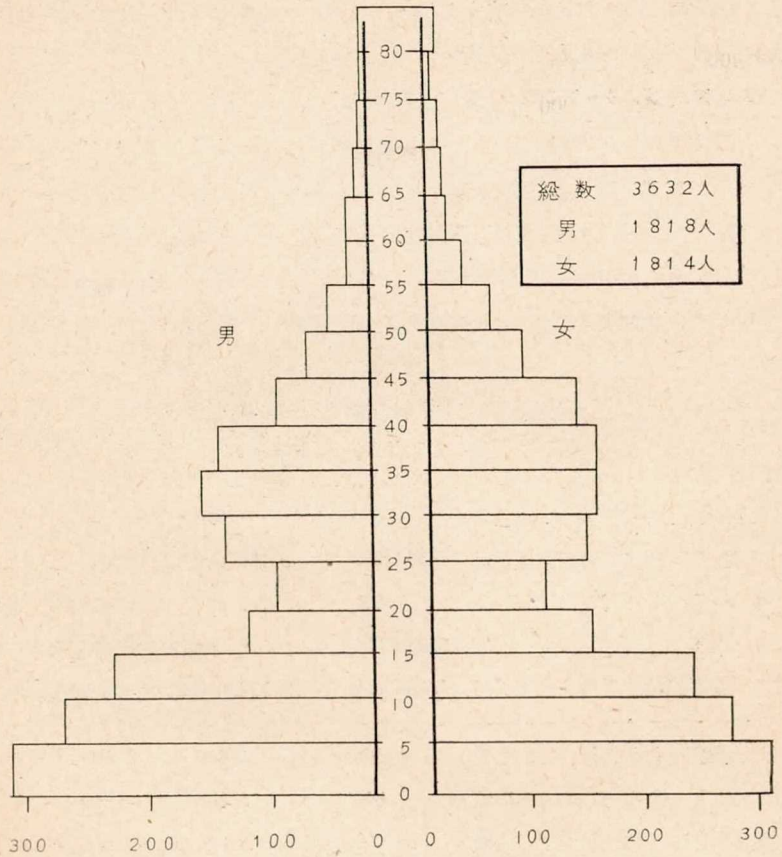
妊娠率は 50%減

中絶数は 22%減 (指導後 1 年目と比べると 46%減)

粗出生率は 57%減

再生産率は { 総 54%減
純 53%減

常磐炭礦磐城地区に於ける人口構成



常磐炭礦の家族計画の成功が今後10年間にもたらす経済的
効果の推計

国立公衆衛生院 衛生人口学部

健康保険の適用されている大手筋の炭礦では、子供が1人生れると出産手当として1,000円を即座に、哺育手当とし300円を6カ月間、また別に会社から月額400円(年4,800円)づつ18才になるまで支給することになっている。福島県常磐炭礦の約7,000世帯では昭和27年の出生が約1,600人であったが、これは現在私たちの行っている家族計画の指導によって急速に低下しつつある。そこでこの低下速度に無理の無い仮定を置く時、会社側及び健康保険から出す費用が今後10年間にどの程度節約できるか。また労働者側にはどの程度の経済的余裕が出てくるかを計算してみた。ここにいう無理の無い仮定とは、私たちが前に指導して実効を取めた3つの村での出生率の低下の約1/2の

	指導開始前 (昭和27年)	指導後1年 〔出生率21.4〕 常磐、磐城地 区指導後1年 の出生率	2年後	3年後
受胎調節を行った場合の出生数	1,600人	770人	740人	710人
出産手当、哺育手当、計	4,480,000円	2,156,000円	2,072,000円	1,988,000円
家族手当を受ける人数	1,600人	2,370人	3,110人	3,820人
家族手当額	7,680,000円	11,376,000円	14,928,000円	18,336,000円
(A) 出産手当哺育手当家族手当計	12,160,000円	13,532,000円	17,000,000円	20,324,000円
受胎調節を行わぬ場合の出生数	1,600人	1,600人	1,600人	1,600人
家族手当を受ける人数	1,600人	3,200人	4,800人	6,400人
家族手当額	7,680,000円	15,360,000円	23,040,000円	30,720,000円
(B) 出産手当哺育手当家族手当計	12,160,000円	18,040,000円	27,520,000円	35,200,000円
(A)-(B) 受胎調節を行ったために減る諸手当(毎年)		45,080,000円	10,520,000円	14,876,000円
(C) 上記金額累計		45,080,000円	15,028,000円	29,904,000円

スピードで炭礦の出生率が低下するとしてのことである。具体的にいえば村では指導3年にして出生率は15.4に下ったが、炭礦ではここ迄下るのに5年を要するとした。

また村では指導後5年にして出生率が13.7に下ったが、炭礦ではここまで下るのに10年かかるとするのである。

以上のような仮定の下に炭礦及び健保が今後10年間に支出すべき額を推計してみると次のようになる。

以上見る如く今後10年間に会社側や健康保険の方で節約し得る額は2億6千6万円以上となる。(会社側の節約分は賃金のベースアップに利用される)ここに考てみるべきことは、労務者に1人子供が生れると、その子供の養育費として月少くとも2,000円(平均月収の1/10)はかかるものと考えられる。これは家族手当400円の5倍に相当する。故にこの仮定に示された如き家族計画

4年後	5年後 〔出生率15.4〕 モデル村に於ける指導3年後の出生率	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後 〔出生率13.7〕 モデル村に於ける指導5年後の出生率
680人	640人	620人	610人	590人	580人	560人
1,904,000円	1,792,000円	1,736,000円	1,708,000円	1,652,000円	1,624,000円	1,568,000円
4,500	5,140	5,760	6,370	6,960	7,540	8,100
21,600,000	24,672,000	27,648,000	30,576,000	33,408,000	36,192,000	38,800,000
23,504,000	26,464,000	29,384,000	32,284,000	35,060,000	37,816,000	40,368,000
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
8,000	9,600	11,200	12,800	14,400	16,000	17,600
38,400,000	46,080,000	53,760,000	61,440,000	69,120,000	76,800,000	84,480,000
42,880,000	50,560,000	58,240,000	65,920,000	73,600,000	81,280,000	88,960,000
19,376,000	24,096,000	28,854,000	33,636,000	38,540,000	43,464,000	48,592,000
49,280,000	73,370,000	102,224,000	135,860,000	174,400,000	217,864,000	266,456,000

を行うことによって 2億6千6百万円×4=10億6千4百万円 が労務者側の負担軽減となる。

優生保護法に依る人工妊娠中絶実施件数と優生手術実施件数

年次	人工妊娠中絶	優生手術
昭和 24	246 (千)	5.8
25	489	11.4
26	638	16.2
27	806	22.4
28	1,068	32.4

人工妊娠中絶回数と合併症

中絶回数	合併症のなかった件数	合併症のあった件数	合併症のあった者%
1	731	620	46
2	144	152	51
3	25	30	55
4	3	5	—
5	—	2	—
計	903	809	47

人工妊娠中絶後の再妊娠者の割合

観察期間 (月)	観察出来た婦人数 (1)	(1)の内期間中に再妊娠した婦人数 (2)	再妊娠者の割合 $\frac{(2)}{(1)}$
3	448	86	19.2%
6	448	147	32.8
12	448	224	50.0
18	448	289	64.5
24	382	262	68.6
36	143	109	76.2

出生率，死亡率，自然増加率，人工妊娠中絶数

年次	出生率 (人口 1,000 対)	死亡率 (人口 1,000 対)	自然増加率 (人口 1,000 対)	人工妊娠中絶数 (単位 1,000)
1935~1939	29.2	17.4	11.8	
1947	34.3	14.6	19.7	
1948	33.5	11.9	21.6	
1949	33.0	11.6	21.4	246
1950	28.1	10.9	17.2	489
1951	25.3	9.9	15.4	638
1952	23.4	8.9	14.4	798
1953	21.5	8.9	12.6	1068
1954	20.0	8.2	11.8	1143

農村及び炭礦労働者の家族計画の指導効果

指導期間 年	農村の妊娠率	炭 鉱 の 妊 娠 率	
		茨 城 県	福 島 県
0	35.6	41.1	39.1
1	29.9	32.9	26.3
2	28.6		
3	21.0		
4	17.8		
5	18.0		

妊娠率の計算は Stix-Notestein 法に依る

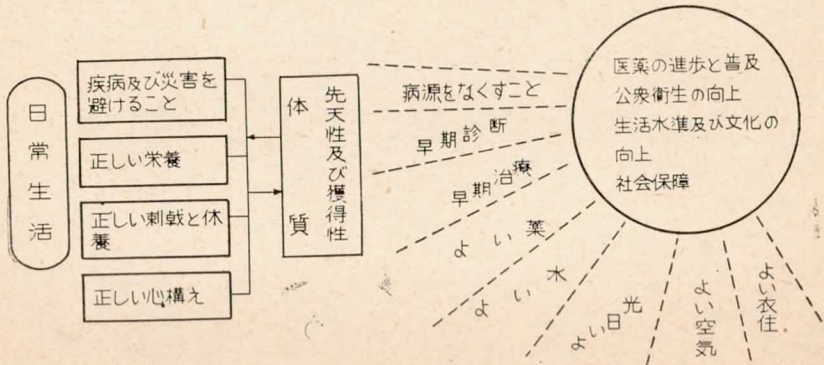
家庭と健康生活

文部省保健体育審議会委員 医学博士 渡 辺 定

家庭は人間の生活の本拠であり、その生活はあくまで愛に満ち、朗かに、全員とも健康でなくてはならない。家庭内に一人の病人があっても、忽ちその明朗性は損われる許りでなくその重い場合は家庭経済の破たんを招く。古来貧困の原因の最も大きな部分を、疾病が占めていることは周知のことである。

現在、医学は非常に進歩し急性伝染病にも結核その他にも特效薬が出て、人間の寿命は世界的に驚異的にのびた。そして今や「がん」や脳卒中、心臓病等の慢性病の医療に重点をおく傾向になって来た。しかし、医療費は著しい高騰を示して、健康保険の恩恵があっても尚且、非常の費用を要する現状であって益々貧困の原因となって来た。われわれは何としても家族一人残らず病気をせず、健康な生活を営むように努力をしなければならない。これに対してはわれわれは公衆衛生と医学の教える処に従い、家庭の環境とわれわれの生活を調整しなければならない。

ここで健康生活が如何にして得られるか、医学的見地から検討して見よう。



$$\text{健康} = f (N. H. E. B)$$

N = 自然環境

H = 体質

E = 文化及び国民生活水準

B = 増健への努力

$$B = f (P. p. M. m. b)$$

P = 公衆衛生学の水準

p = その実施

M = 医学の水準

m = その実施

b = 生活態度及び生活状態

個人の生活態度は衛生への知識とその実践によって定まる。

日本人は文化人の中でどちらかといえば衛生知識はまだ低い。戦後「健康教育」の教科が学校において強化されたので将来は向上すると思われるが、健康生活は自分の体質とこれに適した生活への配慮が必要である。これには病気になってからでなく、平素から家族一同が健康検査を時々行う可きである。殊に工場、銀行、会社等の集団では家族の各員に対する相談の外定期診断と健康管理の必要を考えている。けだし早期発見、早期治療が理想であるからである。これに附随して考えられることは一家を守る主婦の夫並びに子女、その他の家族の健康を守る知識と心構えの必要を思うものである。

なお、年令と死因の知識は健康生活には必要であるので次表をかかげる。

日 本 人 の 平 均 余 命 表

この表の見方： 自分の年令のところの左側の昭和廿八年の欄の数字があなたの平均余命です。
左側の大正 10~14 年は 30 年前の平均余命です。

年 令	男 子		年 令	女 子		年 令	男 子		年 令	女 子	
	昭和28年 の計算	大正10~14 年の計算		昭和28年 の計算	大正10~14 年の計算		昭和28年 の計算	大正10~14 年の計算		昭和28年 の計算	大正10~14 年の計算
0	62.2	42.1	0	65.7	43.2	51	21.4	17.4	51	24.2	20.2
1	64.4	49.1	1	67.6	49.4	52	20.6	16.7	52	23.4	19.5
2	63.9	50.1	2	67.2	50.9	53	19.8	16.0	53	22.6	18.8
3	63.3	51.0	3	66.6	51.2	54	19.1	15.4	54	21.8	18.1
4	62.6	50.8	4	65.9	51.1	55	18.3	14.8	55	21.0	17.4
5	61.9	50.4	5	65.2	50.7	56	17.6	14.2	56	20.2	16.7
6	61.0	49.7	6	64.4	50.1	57	16.9	13.6	57	19.4	16.1
7	60.1	49.0	7	63.5	49.4	58	16.2	13.0	58	18.7	15.4
8	59.2	48.2	8	62.5	48.6	59	15.5	12.4	59	17.9	14.8
9	58.3	47.4	9	61.6	47.8	60	14.9	11.9	60	17.2	14.1
10	57.4	46.5	10	60.6	47.0	61	14.2	11.3	61	16.5	13.5
11	56.4	45.7	11	59.7	46.2	62	13.6	10.8	62	15.8	12.9
12	55.5	44.8	12	58.7	45.4	63	13.0	10.3	63	15.1	12.3
13	54.5	44.0	13	57.8	44.6	64	12.4	9.8	64	14.4	11.7
14	53.5	43.1	14	56.8	43.8	65	11.8	9.3	65	13.7	11.1
15	52.6	42.3	15	55.8	43.1	66	11.2	8.8	66	13.1	10.5
16	51.7	41.6	16	54.9	42.5	67	10.6	8.4	67	12.5	10.0
17	50.7	40.9	17	53.9	41.7	68	10.1	7.9	68	11.9	9.5
18	49.8	40.3	18	53.0	41.4	69	9.6	7.5	69	11.3	8.9
19	48.9	40.0	19	52.1	40.9	70	9.1	7.1	70	10.7	8.4
20	48.0	39.1	20	51.2	40.4	71	8.6	6.7	71	10.1	8.0

21	47.1	38.5	21	50.3	39.9	72	8.1	6.4	72	9.6	7.5
22	46.2	37.9	22	49.4	39.4	73	7.7	6.0	73	9.0	7.1
23	45.3	37.3	23	48.5	38.8	74	7.2	5.6	74	8.5	6.6
24	44.4	36.7	24	47.6	38.3	75	6.8	5.3	75	8.0	6.2
25	43.1	36.1	25	46.7	37.7						
						76	6.4	5.0	76	7.6	5.8
26	42.7	35.4	26	45.8	37.1	77	6.0	4.7	77	7.1	5.4
27	41.9	34.7	27	44.9	36.6	78	5.6	4.4	78	6.7	5.1
28	41.0	34.0	28	44.1	35.9	79	5.2	4.1	79	6.3	4.7
29	40.1	33.3	29	43.2	35.3	80	4.9	3.9	80	5.8	4.4
30	39.3	32.6	30	42.3	34.7						
						81	4.6	3.6	81	5.5	4.1
31	38.4	31.9	31	41.4	34.1	82	4.3	3.4	82	5.1	3.8
32	37.5	31.1	32	40.6	33.4	83	4.0	3.2	83	4.7	3.5
33	36.6	30.4	33	39.7	32.8	84	3.7	3.0	84	4.4	3.3
34	35.8	29.6	34	38.8	32.1	85	3.4	2.8	85	4.1	3.0
35	34.9	28.9	35	37.9	31.4						
						86	3.2	2.6	86	3.8	2.8
36	34.0	28.1	36	37.1	30.8	87	2.9	2.4	87	3.5	2.6
37	33.1	27.4	37	36.2	30.1	88	2.7	2.2	88	3.2	2.4
38	32.3	26.6	38	35.3	29.4	89	2.5	2.1	89	3.0	2.2
39	31.4	25.9	39	34.4	28.8	90	2.3	2.0	90	2.7	2.0
40	30.5	25.1	40	33.6	28.1						
						91	2.1	1.8	91	2.5	1.9
41	29.7	24.4	41	32.7	27.4	92	1.9	1.7	92	2.3	1.7
42	28.8	23.7	42	31.8	26.7	93	1.7	1.6	93	2.1	1.6
43	27.9	22.9	43	31.0	26.0	94	1.5	1.5	94	1.9	1.5
44	27.1	22.2	44	30.1	25.3	95	1.4	1.4	95	1.7	1.4
45	26.2	21.5	45	29.2	24.6						
						96	1.2	1.3	96	1.5	1.3
46	25.4	20.8	46	28.4	23.9	97	1.1	1.2	97	1.3	1.2
47	24.6	20.1	47	27.5	23.1	98	1.0	1.1	98	1.2	1.1
48	23.8	19.4	48	26.7	22.4	99	0.9	1.0	99	1.1	1.0
49	23.0	18.7	49	25.8	21.7	100	0.7	0.8	100	0.9	0.9
50	22.2	18.0	50	25.0	21.0						
						101	0.6	—	101	0.8	0.8
						102	0.4	—	102	0.6	—

年 令 と

	年 令		死 亡 率		第 一 位		第 二 位		第 三 位		
	男	女	対	千							
乳 幼 児 期	総 数	9.4 8.5	脳 卒 中	14 15	結 核	10 10	悪 性 新 生 物	9 9	悪 性 新 生 物	9 9	
	0	男	53.5	乳 児 固 有 疾 患	51	肺 炎	23	下 痢	9	下 痢	9
		女	46.7	乳 児 固 有 疾 患	50	肺 炎	23	下 痢	9	下 痢	9
	1	男	9.0	肺 炎	22	下 痢	21	不 慮 の 事 故	14	不 慮 の 事 故	14
		女	9.0	肺 炎	23	下 痢	22	不 慮 の 事 故	12	不 慮 の 事 故	12
	2	男	7.6	下 痢	21	赤 痢	18	不 慮 の 事 故	14	不 慮 の 事 故	14
		女	7.7	下 痢	21	赤 痢	19	肺 炎	15	肺 炎	15
	3	男	5.7	赤 痢	24	下 痢	20	不 慮 の 事 故	13	不 慮 の 事 故	13
		女	5.4	赤 痢	27	下 痢	21	肺 炎	10	肺 炎	10
	4	男	3.8	赤 痢	22	下 痢	17	不 慮 の 事 故	16	不 慮 の 事 故	16
女		3.9	赤 痢	27	下 痢	19	肺 炎	10	肺 炎	10	
0~4	男	14.7	乳 児 固 有 疾 患	32	肺 炎	19	下 痢	13	下 痢	13	
	女	13.4	乳 児 固 有 疾 患	31	肺 炎	20	下 痢	13	下 痢	13	
少 年 期	5~9	男	1.8	不 慮 の 事 故	26	赤 痢	12	結 核	8	結 核	8
		女	1.5	赤 痢	19	下 痢	11	結 核	11	結 核	11
	10~14	男	0.9	不 慮 の 事 故	19	結 核	12	心 臓 病	9	心 臓 病	9
	女	0.8	不 結 核	21	心 臓 病	14	心 臓 病	10	心 臓 病	10	
青 年 期	15~19	男	1.7	結 核	24	不 慮 の 事 故	20	自 心 臓 病	12	自 心 臓 病	12
		女	1.5	結 核	37	自 心 臓 病	10	自 心 臓 病	9	自 心 臓 病	9
	20~24	男	3.0	結 核	33	不 慮 の 事 故	18	自 心 臓 病	16	自 心 臓 病	16
		女	2.6	結 核	41	自 心 臓 病	11	自 心 臓 病	7	自 心 臓 病	7
25~29	男	3.4	結 核	41	不 慮 の 事 故	15	自 心 臓 病	10	自 心 臓 病	10	
	女	3.1	結 核	44	妊 娠	8	自 心 臓 病	8	自 心 臓 病	8	
壮 年 期	30~34	男	3.7	結 核	41	不 慮 の 事 故	13	自 心 臓 病	6	自 心 臓 病	6
		女	3.5	結 核	36	心 臓 病	9	妊 娠	8	妊 娠	8
	35~39	男	4.1	結 核	33	不 慮 の 事 故	12	悪 性 新 生 物	8	悪 性 新 生 物	8
		女	3.9	結 核	27	不 慮 の 事 故	14	悪 性 新 生 物	10	悪 性 新 生 物	10
40~44	男	5.6	結 核	25	悪 性 新 生 物	11	不 慮 の 事 故	10	不 慮 の 事 故	10	
	女	4.7	悪 性 新 生 物	21	結 核	19	心 臓 病	10	心 臓 病	10	
向 老 期	45~49	男	8.0	結 核	18	悪 性 新 生 物	15	脳 卒 中	12	脳 卒 中	12
		女	6.2	悪 性 新 生 物	23	脳 卒 中	16	結 核	14	結 核	14
	50~54	男	11.9	悪 性 新 生 物	18	脳 卒 中	18	結 核	14	結 核	14
		女	8.9	悪 性 新 生 物	23	脳 卒 中	22	結 核	11	結 核	11
55~59	男	18.7	脳 卒 中	22	悪 性 新 生 物	19	結 核	10	結 核	10	
	女	13.1	脳 卒 中	24	悪 性 新 生 物	22	心 臓 病	10	心 臓 病	10	
老 年 期	60~64	男	28.6	脳 卒 中	25	悪 性 新 生 物	19	心 臓 病	10	心 臓 病	10
		女	19.5	脳 卒 中	27	悪 性 新 生 物	19	心 臓 病	10	心 臓 病	10
	65~69	男	47.8	脳 卒 中	26	悪 性 新 生 物	16	心 臓 病	10	心 臓 病	10
		女	33.0	脳 卒 中	29	悪 性 新 生 物	15	心 臓 病	10	心 臓 病	10
	70~74	男	72.7	脳 卒 中	26	悪 性 新 生 物	11	老 衰	11	老 衰	11
		女	52.5	脳 卒 中	28	老 衰	14	悪 性 新 生 物	10	悪 性 新 生 物	10
	75~79	男	107.2	脳 卒 中	24	老 衰	21	心 臓 病	8	心 臓 病	8
		女	82.6	老 衰	25	脳 卒 中	24	心 臓 病	8	心 臓 病	8
80~	男	173.3	老 衰	39	脳 卒 中	17	肺 下 痢	7	肺 下 痢	7	
	女	152.8	老 衰	44	脳 卒 中	16	肺 下 痢	7	肺 下 痢	7	

註 1) 数字はその年令群で 100 人の死亡中的人数、即ち百分比肺炎は
 2) 気管支炎を含む(新生児肺炎を除く)。 3) 下痢は新生児下痢を除く。

優生保護法と薬事法

厚生省公衆衛生局庶務課長 小 沢 辰 男

1. 優生保護法

(1) 立法の経過及び趣旨

国民の優生に関しては、昭和 15 年 5 月国民優生法が制定されたが、これは戦時国策の一立法として不健全な素質をもったものに優生手術を実施し、健全な素質を有する者の増加を図らんとするものであった。しかるに国民優生法の諸規定は、手続が繁雑に過ぎその実行を期することができなかったこと並びに敗戦に伴う社会状勢の変化に伴って新たに国民優生法を換骨脱胎した新立法の必要性が叫ばれた。そして不良な子孫の出生を防止するとともに母体の健康をはかる目的を掲げた優生保護法が、第二回国会において議員提案として可決成立、昭和 23 年 9 月 11 日から施行され現在まで 2 回改正が行われた。

(2) 優生保護法の規定事項

第一に悪質遺伝の防止として医師は一定の者に対して優生手術を行いうることとしたこと。即ち精神病、精神薄弱、精神病質、らい疾患等にかかっている者、或はその遺伝素質をもっている者に対して優生手術を行うことができ、又母体の生命、健康の安全をはかる趣旨から妊娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼす恐れがある者、現に数人の子を有し且つ分娩毎に母体の健康を著しく害するおそれのある者についても同様優生手術を行いうるようにしたこと。以上いづれの場合にも配偶者がある場合は配偶者の方を手術することもできる。又手術を行う場合には本人及び配偶者の同意を得るのが原則であるが、本人が精神病、精神薄弱の場合には同意が得られないので、保護義務者の同意を得て、医師の申請に基き優生保護審査会の審査を経て行う場合と、特に遺伝性の精神病、精神薄弱等で法に規定さ

れているものについては、医師の申請に基き優生保護審査会の決定により強制的に手術を行う場合とが規定されている。

第二に場合を限って、人工妊娠中絶を行うことができることとしたこと。即ち本人又は配偶者又はそれらの4親等内の血族関係にあるものが精神病、精神病質、遺伝性身体疾患、遺伝性奇型を持ち、或は本人又は配偶者がらい疾患にかかっている場合、妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがあるもの、暴行若しくは脅迫によって抵抗拒絶することができない間に姦淫されて妊娠した者について、都道府県医師会から指定された医師が本人及び配偶者の同意を得て中絶を行うことができることとなっている。

第三、更に積極的な措置として、受胎調節の普及をはかるため、受胎調節実施指導員の制度を設けて、実地指導によりこれが実効を期していること。又主に保健所に併設されている優生保護相談所（全国約800カ所）により受胎調節の相談、啓蒙指導をはかっていること。なお優生保護相談所は受胎調節普及の外に、優生保護の見地から結婚の相談等、優生保護上必要な知識の普及向上をはかっている。

(3) 対策及び予算

優生保護法の大要は以上のとおりであるが、母体の保護という見地からは、手術にあたってなお難点のある人工妊娠中絶を極力少くし、受胎調節の普及をはかることが最も適當であることは言うまでもない。しかるに実情は、去年の例をみても、人工妊娠中絶は届出数だけでも115万を数えている現状である。このような事態に照らし、受胎調節実地指導員の努力と優生保護相談所の活動を助成することにより家族計画思想による受胎調節の普及をはかりたい。なお優生保護関係国庫補助予算は、優生保護相談所の経費を中心として去年は2,700万円であったが、今年は新たに生活困窮者に対する器具薬品の無償配布等に関する補助約3,200万円が追加計上される予定であり、受胎調節施策の一段の進展を期している。

2. 薬 事 法

薬事法は、疾病の治療手段たる医薬品等の規制をはかり、以て国民の保健生活の確保をはかることを目的とするものであり、昭和 23 年 7 月 29 日から施行された。

規定の内容としては、医薬品を調剤、管理する薬剤師の資格、業務を規定するとともに、医薬品製造業者、医薬品販売業者、用具又は化粧品の製造業者の登録、特定医薬品等の許可、検定、必要な監督手段等を詳細に定めている。このうち受胎調節に関係のある薬品、器具については、避妊薬はすべて特定医薬品に指定され、製造に当っては国家検定を受けることになっている。又避妊用具についても品目毎に厚生大臣の許可を要することになっている。現在許可用具は衛生サック、ペツサリ一、スポンジ類である。

なお避妊薬の販売について、特に問題となるのは、受胎調節実地指導員が避妊薬を携行して被指導者に薬品を販布できるようにすることが実地指導の効果を挙げるためには非常に便利であるが、薬事法上は、すべて医薬品販売業の登録を受けることになっている点である。これについては、被指導者の¹ 依頼により薬品をあっせんすることは差支えないことになっているが、なお実地指導等の徹底のため販布手続を簡略化すべく検討中である。

優 生 保 護 法

第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この法律で優生手術とは、生殖線を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第2章 優生手術

(医師の認定による優生手術)

第3条 医師は、左の各号の1に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

1. 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの
 2. 本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの
 3. 本人又は配偶者が癩疾患に罹り、且つ、子孫にこれが伝染する虞れのあるもの
 4. 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの
 5. 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの
2. 前項第4号及び第5号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。
3. 第1項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(審査を要件とする優生手術の申請)

第4条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

(優生手術の審査)

第5条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を

具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2. 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいてその手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

第6条 前条第1項の規定によって、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から2週間以内に中央優生保護審査会に対して、その再審査を申請することができる。

2. 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後见人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。
3. 前2項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。

(優生手術の再審査)

第7条 中央優生保護審査会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第8条 第4条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後见人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は中央優生保護審査会に対し、第5条第1項の審査又は前条の再審査に対して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第9条 中央優生保護審査会の決定に対して不服のある者は、第7条の通知を受けた日から1箇月以内に訴を提起することができる。

(優生手術の実施)

第10条 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第5条第2項の医師が、優生手術を行う。

(費用の国庫負担)

第11条 前条の規定によって行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによって、国庫の負担とする。

(精神病者等に対する優生手術)

第12条 医師は、別表第1号又は、第2号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹っている者について、精神衛生法(昭和25年法律第123号)第20条(後見人、配偶者、親権を行う者又は、扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第21条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第13条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。

2. 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があったときは、優生手術を行うことができる。

第3章 母性保護

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第14条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、左の各号の1に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

1. 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

2. 本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
 3. 本人又は配偶者が癩疾患に罹っているもの
 4. 妊娠の継続又は分娩が身体的又は統濟的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 5. 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
2. 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。
 3. 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病患者又は精神薄弱者であるときは精神衛生法第20条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は同法第21条（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意をもって本人の同意とみなすことができる。

（受胎調節の実地指導）

第15条 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行ってはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為は、医師でなければ業として行ってはならない。

2. 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。
3. 前2項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第4章 優生保護審査会

第16条 優生手術に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護審査会を置く。

(種類と権限)

第17条 優生保護審査会は、中央優生保護審査会及び都道府県優生保護審査会とする。

2. 中央優生保護審査会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。
3. 都道府県優生保護審査会は、都道府県ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する適否の審査を行う。

(構成)

第18条 中央優生保護審査会は委員 25 人以内で、都道府県優生保護審査会は委員 10 人以内で、これを組織する。

2. 各優生保護審査会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
3. 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験のある者の中から、中央優生保護審査会にあっては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会にあっては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。
4. 各優生保護審査会に、委員の互選による委員長 1 人を置く。
5. 都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条(法酬及び費用弁償)の規定を準用する。

(委任事項)

第19条 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護審査会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第 5 章 優生保護相談所

(優生保護相談所)

第20条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導を

するため、優生保護相談所を設置する。

(設 置)

第21条 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しなければならない。

2. 前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。
3. 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならない。
4. 国は、第1項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。

(設置の認可)

第22条 国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者は優生保護相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

2. 前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によって医師を置き、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。
3. 厚生大臣は、第1項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなくなったときは、その認可を取り消すことができる。この場合においては、厚生大臣は、優生保護相談所の設置者に釈明の機会を与えるため、職員をして当該設置者について聴問を行わせなければならない。

(名称の独占)

第23条 この法律による優生保護相談所でなければ、その名称中に、優生保護相談所たることを示す文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(委任事項)

第24条 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第6章 届出、禁止、その他

(届 出)

第25条 医師又は指定医師は、第3条第1項、第10条、第13条第2項又は第14条第1項の規定によって優生手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月

中の手術の結果を取りまとめて翌月10日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(通知)

第26条 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第27条 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術の審査若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、洩らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第28条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならない。

(第15条第1項違反)

第29条 第15条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(第22条違反)

第30条 第22条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生保護相談所を開設したものは、これを5万円以下の罰金に処する。

(第23条違反)

第31条 第23条の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを1万円以下の過料に処する。

(第25条違反)

第32条 第25条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを1万円以下の罰金に処する。

(第27条違反)

第33条 第27条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

(第28条違反)

第34条 第28条の規定に違反した者は、これを1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、3年以下の懲役に処する。

別 表

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 遺伝性精神病 | 白児 |
| 精神分裂病 | 魚りんせん |
| そううつ病 | 多発性軟性神経纖維しゆ |
| てんかん | 結節性硬化症 |
| 2. 遺伝性精神薄弱 | 先天性表皮水ぼう症 |
| 3. 顕著な遺伝性精神病質 | 先天性ポルフィリン尿症 |
| 顕著な性欲異常 | 先天性手掌足しよ角化症 |
| 顕著な犯罪傾向 | 遺伝性視神経い縮 |
| 4. 顕著な遺伝性身体疾患 | 網膜色素変性 |
| ハンチントン氏舞蹈病 | 全色盲 |
| 遺伝性背髄性運動失調症 | 先天性眼球震とう |
| 遺伝性小脳性運動失調症 | 青色きよう膜 |
| 神経性進行性筋い縮症 | 遺伝性の難聴又はつんぼ |
| 進行性筋性栄養障がい症 | 血友病 |
| 筋緊張病 | 5. 強度な遺伝性奇型 |
| 先天性筋緊張消失症 | 裂手、裂足 |
| 先天性軟骨發育障がい | 先天性骨欠損症 |

新生活運動と労働運動

慶応義塾大学教授 経済学博士 藤 林 敬 三

1. わが国の雇傭事情

- (1) 潜在失業と過剰人口
- (2) 低賃金状態
- (3) 大工場労働者の労働状態，特に労働時間問題について

2. 経済生活の理想

- (1) 労働生産性の増大
- (2) 実質賃金の増大
- (3) 完全雇用への接近

3. 新生活運動の意義

生産的，文化的生活の基礎の確立

4. 新生活運動と労働組合

受胎調節及び人工妊娠中絶

三 積浜市立大学医学部教授 医学博士 森 山 豊

1. 妊娠するまでの順序

1. 男女の性腺（睾丸，卵巣）から性細胞（精子，卵子）が産生される。
2. 性細胞が外部へ排出される。
3. 男女の性細胞が相合する——受精
4. 受精卵が子宮内膜に附着する。即ち着床する——受胎

2. 婦人の受胎期

1. 排卵の時期——荻野学説
2. 排卵期の決め方
3. 婦人の受胎期

3. 受胎調節の意味

1. 一時的避妊法
受胎調節（計画出産）
2. 永久避妊法
 1. 不妊法——精管或は卵管の結紮或は切断（優生手術）
 2. 去勢法——性腺機能を廢絶させる。
 - (1) 手術
 - (2) レントゲン照射法

4. 受胎調節の方法

1. 精子が腔内に入るのを防ぐ方法
 - A 性交中絶法及び射精抑制法
 - B コンドーム法
2. 精子が子宮内に入るのを防ぐ方法
 - A 殺精子力のある化学薬品（避妊薬）

B 子宮口を塞ぐ方法

(1) スポンジ又はタンポン法

(2) ペツサリー

3. 月経周期の安全期を利用する方法

4. 子宮内に器具或は薬品を入れて受精卵が子宮内に着床するのを防ぎ或は精子が子宮内に進入するのを防ぐ

以上の併用法

A 月経周期の利用法

B 1. コンドームと避妊薬の併用

2. スポンジと避妊薬の併用

3. ペツサリーと避妊薬の併用

5. 人工妊娠中絶

1. 人工妊娠中絶とはどういうことか

2. 人工妊娠中絶の方法

3. 人工妊娠中絶は簡単、安全なものか

4. 人工妊娠中絶は自由にできるか

5. どのような場合に人工妊娠中絶ができるか

6. 人工妊娠中絶後の届出

人工妊娠中絶数

7. 人工妊娠中絶後の摂生

8. 人工妊娠中絶よりも避妊

家族計画の理念

慶応義塾大学教授 経済学博士 寺尾 琢 磨

概 要

家族計画の思想はどういう経過を辿って生れたか、それは新生活運動とどういふ関係があるか、また人口政策の見地からの在り方はどう規定されるべきかについて述べたい。

内容の要旨

1. 立発点としてのマルサス理論
2. その修正としての新マルサス主義
3. 新マルサス主義の変貌
4. 家族計画の登場
5. 家庭生活合理化と家族計画
6. 人口問題と出産率
7. 人口政策と家族計画との関係
8. 家族計画の理念に対する種々の誤解について

生活合理化について

早稲田大学教授 今 和次郎

1. 生活様式の問題

生活習慣を客観的に把握するために、わが国の伝統的な生活様式の解明

a. 古代社会の生活様式

主として迷信の由来について

b. 封建社会の生活様式

閉鎖身分制から来る身分相応の生活観念と儀礼的な社交・衣・食・住武士の生活観旧慣墨守の憲法と、姑と嫁の関係等。

c. 自由放任社会の生活様式

身分開放、消費生活の自由、上、中、下の階級と収入相当の生活の肯定立身出世主義と虚栄的奢侈の展開

d. 民主主義社会の生活様式

国民総力戦の体験以後の労働の意識・生活の均分化と社会保障、衣食住等の経済化、合理化

2. 生活合理化の要点

a. 礼法概念の改革

礼法観念の三つの系統、(儒教的、西洋近世宮廷的、プロテスタント的)冠婚葬祭の問題、それに含まれる儀礼と社交と娯楽との混合

b. 娯楽の量と質についての無自覚の是正、労働と娯楽との関係、娯楽過多症と欠乏症

c. 生計費の分類法について、今日の家計指導の原理は自由放任社会の様式である事。家計費の新しい分析と民主主義的家計理論

d. 職場と家庭とレクリエーションの施設の関係の再吟味、無計画的な街の情景、レクリエーションの場の再整備

e. その他の事項

新生活運動の実践要領

人口問題研究所調査部第四科長 篠崎 信男

A. 基本理念の確立

講義内容を参考要約して、新しい厚生労務の内容を整理し現在までの管理方式について再検討を行い、家庭と職場を一元化した生活向上の福祉管理へと前進する。

B. 指導方針の統一

各企業体における、地域的な特殊性を加味しつつ各工場の立地条件を検討、夫々の企業体において統一した指導目標を掲げ、対象を全従業員及びその家庭の主婦とする。

C. 新生活運動の方策、組織、運営

1. 実施項目の設定
2. 担当事務局の設置
3. 地区別の主婦の組織化
4. 運営委員会の設置
5. 人口問題研究会との連絡方式

D. 新生活運動の推進方法

1. 上層幹部と人口問題研究会との打合せ懇談会開催
2. 労働組合幹部と人口問題研究会との打合せ懇談会開催
3. 予算の作成
4. 発会式（各職域について）
 - a. 一般従業員を対象としたもの
 - b. 主婦を対象としたもの（趣旨の徹底を計る）
5. 一般従業員家庭に対する基礎調査の開始
6. 実施項目に応じて、助産婦の再教育、並びに特別講師の準備
7. 新生活運動に要する日誌具体的行動のスケジュール作成及び準備

E. 新生活運動の具体的な方法論

1. 段階的方法

各企業体の特殊性を考慮して段階的に実現せしめて行く方法であり一つのプリテスト地区を設定して小規模なモデルケースから始めて行く、そして逐次問題点を拾いながら、半期毎でも一年毎でも、その規模を拡大し、全体に及ぼす。

2. 重点的方法

実施項目の中、基礎調査の実状結果に基づいて、ある事項は、ある地区に集中して行い、ある事項はある地区に集中して重点的に運動を展開する。

3. 全一的的方法

一斉にある事項について同時に展開して行く。

F. 指導委員会の設置、運営

1. 指導委員会の構成

2. 定期的開催、助産婦指導の統一

3. 実施項目の実施運動展開の決定

4. 問題点の処理

5. 指導調査の企画、実施、集計

6. D項の6に対する決定、その他生活相談所等、新規事業に対する決定

7. 新生活運動の組織化に伴う諸規約の検討、改善

8. 各地区別、座談会、懇談会その他講習会開催の具体的スケジュール等の決定

G. 新生活運動の実施経過調査報告

1. 1年毎の実績報告

2. 出生率、妊娠率、欠勤率、罹災率健康保険等の推移経過について記録作成

3. 企業体相互の新生活運動基礎資料の交換

H. 新生活運動連絡協議会の結成

1. 新生活運動を実施している各企業体の連絡機関の設置

2. 共通目標達成のために協力体制の推進を計る。

- I. 附○ 現在、家族計画を出発点として新生活運動を展開しつつあるものは
日本鋼管川崎製鉄所，常磐炭鉱磐城鉱業所，東京芝浦電気府中工場，
日本軽金属会社
- 本運動に関心を示し展開せんと準備中のものは，日立造船所，播磨
造船所，東武鉄道会社，日本陶器会社，中部電力会社等外数社あり。

V. 新生活運動指導要綱

財団法人人口問題研究会

新生活指導委員会決議（昭和 29 年 12 月 2 日）

1. 趣 旨

およそ人口問題は直ちに国民の家庭生活につながる。国民の家庭生活を刷新しその向上を図り、そこに現実的基盤をがっしり据えてこそ、われらの人口問題は力強くその解決の途につくことができる。

今日、わが国民の家庭生活は戦後の急激な社会変動の渦中にもまれ、刷新向上はおろか、ほとんどまったく混迷の実情にある。

このままで行くと人口問題の解決もむづかしく、まして真に民主的な文化国家、福祉国家の実現、国家緊急の統済自立のごときは到底望み難いところであろう。

こう考えてくると、あらゆる職域、地域にわたり国民の生活を刷新し向上させるために一大運動を展開しなければならぬことが痛感される。そして家庭生活の日常においてこの効果を十二分にあげなければならぬ。人口問題の解決はここにそのしっかりした基盤を得、真の文化国家、福祉国家の実現もまたその上に立って力強く約束される。

われらはこういう意味で、これから具体的で実際的な一大運動を展開しようとするのであるが、この運動を呼んで新生活運動という。

2. 目 的

われらの「新生活運動」はもちろん人間の尊重、人間性の本質の上に立つ。要は生活の充足人間完成のための運動である。よってあらゆる職域、地域にわたり、近代的な道徳的、合理的、計画的の家庭生活を実現するよう現状に即して具体的に指導し、基盤をここに置いて人口問題を解決し、ひいて真に民主的な文化国家、福祉国家の建設に導こうとするのである。

関係諸機関および諸団体の協力と一般大衆の支持を得て、この運動が国民的に展開することを待期する。

3. 方針

この運動は次のような要領により現実に即し実際に推進する。

- (1) この運動は近代的合理主義にもとずき、人と物と両面を兼ねて計画的で幸福な家庭生活を設計し、その刷新向上を期する。
- (2) この運動は特に家族の大きさを合理的計画的に調整するため近代的「家族計画」の理念にもとづく受胎調節の普及および実現を期する。
- (3) この運動はただに入人口の量的調整にとどまらず、その質的向上を期する。
すなわち、
 - (A) 自主的に、計画的な家庭生活を創造し、
 - (B) 心身とも健康で優秀な能力をもつ人々を多数育成することに努める。
 - (C) この努力はやがて国の生産を増強しその経済の自立に有効でなければならぬ。
 - (D) 特に婦人の家庭生活における負担を合理化し、その人格を尊重し、家庭生活の安定向上を計ることに努める。
- (4) この運動は近くは家族間の縦横たがいの支え合い、進んで国家社会につながる人々たがいの連帯意識面を強調する。このような家庭生活の調和から出発して社会生活一般の調和を図り社会緊張を和らげるよう家庭道徳ひいては社会道徳の確立を期し、特に職場におけるその実践指導に力を尽す。
- (5) この運動は、あらゆる職域、地域にわたる。しかもそれぞれの職域、地域に適應した現実的で具体的な仕方により全国すみずみまで浸透させ、すべての家庭がもりあがる自発的意欲をもって実践するよう努力する。

4. 実施要領

(1) 宣伝

新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、映画、演劇等あらゆる機会を利用してこの運動の宣伝に努める。あわせて関係諸機関、諸団体の協力を得て、講演会、展示会等を開催し、宣伝用印刷物の大量発行を行う。

(2) 連絡提携

関係諸機関、諸団体にあらゆる機会を捕えて呼びかけることに努める。かねて職域的、地域の懇談会を開催し、事業所、地域社会の積極的協力を促進する。

(3) モデル事業所、モデル地域を設定

この運動を理想的に展開し世間に率先するとともに、この運動の向上発展に資する調査研究を行うためのモデル事業所、モデル地域を設け、特に入念な指導を行う。

(4) 新生活指導者の養成訓練

この運動の趣旨にもとずき、新生活指導者の養成訓練に努め、事業所または地域の需要に応じる。

(5) 参考資料の編集発行

この運動に関する事例集をはじめとして、道徳——社会道徳家族計画、人口問題等に関する指導上の参考資料の編集発行に努める。

以上

財団法人人口問題研究会新生活指導委員会設置要綱

1. 趣 旨

わが国が当面するきびしい人口問題を解決に導く根本は国民各自が真にこれに適合する近代的、道徳的、合理的、計画的な日常生活を営むにある。

国民生活の現状をかえりみれば、人口対策の見地からこのようにその生活を指導することが、人口対策徹底の根本的要件であり、国民生活を通じて人口問題の解決を促進する基礎である現下喫緊の要務といわなければならない。

ここにかんがみ、本会は、学識経験者を集めて新生活指導委員会を設け、人口対策の見地から生活指導に関する諸般の重要事項を審議検討し、職域的、地域的生活指導運動の基礎に役立てようとするものである。

2. 名 称

本委員会はこれを財団法人人口問題研究会新生活指導委員会と称する。

3. 目 的

本委員会は人口対策の見地から生活指導に関する重要な事項を審議し、この種の職域的、地域的生活指導運動を国民的に展開し、関係諸機関および諸団体の連絡協調を保ちながら人口問題解決の根本に資することを目的とする。

4. 組 織

(1) 本会顧問、役員およびその他の学識経験者50名以内を委員とし、本会理事会の承認を経て理事長これを委嘱する。

(2) 本委員会の会長は本会理事長とする。

(3) 必要ある場合には本委員会の決議によって小委員会を置くことができる。

小委員会の委員長は委員会の承認を得て会長これを委嘱する。

(4) 本委員会に幹事若干名を置く。

幹事は財団法人人口問題研究会幹事がこれに当る。ただし、必要ある場合には、本委員会会長は別に幹事を委嘱することができる。

5. 運 営

(1) 本委員会の審議事項は本委員会の議決によってこれを定める。

(2) 本委員会は実践的事項を定めてこれを審議する。

(3) 本委員会において特定の事項について審議を終えたときはこれを決議として本会に報告する。

この決議の処理は重要な事項については本会理事会の議決によって定める。

(4) その他、本委員会運営上必要な事項は本委員会においてこれを決議する。

附 録

日本鋼管株式会社川崎製鉄所に
おける新生活運動の実施状況

(昭和 30. 6. 1)

新生活運動実施状況

1. 現在までに至る本運動実施の経過概要

当所の新生活運動は昭和27年9月、本運動実施に関する計画に着手、この間厚生省人口問題研究所並びに財団法人人口問題研究会の絶大なる援助と指導を得、昭和28年4月4日新生活運動発会式が挙行され、愈々推進にのりだしたのであります。昭和28年度は運動の第一段階として社宅地区1122世帯を対象とし指導員1名、助手2名の計3名をもって当初の重点を家族計画に基く受胎調節の普及指導を開始した。昭和29年度においては第二段階の川崎市在住従業員全世帯5,366世帯を対象として実施すべく昭和29年1月より準備に着手し、世帯数の調査、指導員の養成、地区の編成等を実施、同年5月上旬より逐次指導員を各地区に1名宛配置し、本運動実施項目に基き強力な本運動の推進に移行した。昭和30年度は前年度に引続き同世帯数を対象とし、又新たに念願であった生活相談所の開設にも力を入れ昭和30年3月末日より先づ法律相談を同年5月に身上相談を開始し現在運動実施項目の各般に亘り実施中である。

なお本運動実施に際し、横の連絡機関とし、財団法人人口問題研究会、理事長永井亨博士、厚生省人口問題研究所調査部第4科長篠崎信男博士、同科青木尚雄技官の方々の懇切な御指導と協力を得、又社内においては日本鋼管病院院長並びに産婦人科主任、健康保険組合及び保健課等との密接なる連繫の下に今日に至った次第である。

2. 本運動展開の動機

従来の従業員の勤労管理は従業員の在社時間中における管理に留意し、実施されていたのであるが、しかしながら従業員の一日の生活を考察して見れば、在社時の時間は休憩時間も含めて8時間であり、残り16時間は家庭において過されるわけである。家庭における16時間の生活はすべて、明日の

生産への労働力の蓄積であり、この生活の如何が、当然明日の生産に影響されることになるのであ。

この 16 時間における生活とは衣、食、住、休養、教育、文化、娯楽、衛生、育児等々であり、この大部分が原則として、家庭主婦の主動性により毎日を過しており、従業員たる主人はその生活の中で育ちまわっていると見るべきであるそこでこの主動力となる主婦の向上を計り幸福な明るい家庭をつくり、ひいては明るい社会を築く基とし、翻って夫を安んじて生産に邁進せしめようとするものである。

さてわれわれの如く一定の収入により生活する者にとって一番必要な事は、家計の予算生活であり予算生活に大きな影響を及ぼすのは家族の扶養人員である積極的な計画性をもって、要するに可愛い子供達へ親として責任を果し、子供と家庭の幸福をはかるうと思えばどうしても受胎調節の正しい実行によらなければならない。従って夫婦の間に三人子供を生むも八人子供を生むも生まないも個人の自由な問題であるが、ただ家庭の幸福を基礎にして自ら良識ある判断がされるべきであろう。参考までに当所の出生率を申すなれば、その出生率は昭和 25, 26, 27 年度において全国平均の約三倍になっています。これは構成する単位が成人であり、世帯持ちが多いということからして当然ではあるが、全国平均の三倍、他社の二倍であるということは、戦後 4,200 名であった従業員が昭和 27 年において 14,300 名に増加しており、その殆んどが 25才~34 才の独身及び妻帯者で、その間に結婚又は子供を生んでいる……という特殊事情にもよるが前述の主旨からしても対策を講ずる必要性が生ずるのである。

3. 本運動の実施要領並びに実施項目

(1) 新生活運動要領

- イ 新生活運動は日夜生産に従事する夫の留守を守る家庭婦人が誇をもって幸福な家庭と、明るく秩序正しい社会を築くための礎となる運動です
- ロ 新生活運動は、隣人愛と相互扶助を基として、互に教養を高め文化的社会的地位の向上を図っていく運動です。

ハ 新生活運動は、日本鋼管川崎製鉄所従業員の家を対象として、厚生課を中心としてこの仕事に当っていくものです。

(2) 新生活運動実施項目

イ 教養に関すること。

- (イ) 講座、講演、懇談会を開くこと。
- (ロ) 各種講習会（和洋裁、編物、染色、料理、生花等）

ロ 保健衛生に関すること。

ハ 生活の合理化に関すること。

- (イ) 衣食住改善のこと。
- (ロ) 貯蓄奨励のこと。
- (ハ) 相互扶助のこと。
- (ニ) 習慣簡素化のこと。

ニ 産児調節普及に関すること。

ホ 育児並びに子女の教育に関すること。

- (イ) 児童教育及び不良化防止のこと。

ヘ 社会道徳に関すること。

ト 家族の慰安に関すること。

- (イ) 幻燈、演芸、おはなし、その他。
- (ロ) レクリエーション奨励のこと。

チ 親睦会、見学、その他。

4. 組織について

新生活運動を推進していく上に極めて重要なのは組織である。何故ならば、この運動はすべて主婦の主動性に基いて実施されるのが理想であり、その実施のためにはグループ活動が必要であり、グループ活動実施のためには組織が必要なのである。会社よりの通知も委員間における連絡もすべて組織があつてこそ始めてスムーズに活動ができるのである。

その組織は附表に基き組織されている。

なお組織の作り方の概要を申し上げます。

昭和 28 年度の社宅地区を対象とした時には、委員会の組織のある所は、その組織のない所に対してはその地区の主な方々を集って頂き、懇談会を開催してよく本運動の主旨をお話し、主婦の意見を聴いた上、1 グループ（単位 5～15 世帯）づつ組織して行った。昭和 29 年度の 5366 世帯を対象とした時には予め川崎市内を 20 地区に区別し、1 地区 300 世帯平均とした。各地区に 1 名宛の指導員を配置し、各指導員には受持地区の名簿を渡し、地区毎に連絡員、指導員が主体となって、前述同様 1 グループ毎に懇談会を開催、委員を選出活動に入った。従って昭和 29 年度における組織には指導員並びに連絡員の並々ならぬ苦勞があった次第である。

5. 予算について（附表参照）
6. 昭和 28 年度実施状況（附表参照）
7. 昭和 29 年度実施状況（附表参照）
8. 生活相談所について

新生活運動の一環として開所された生活相談所は巡回指導員の家庭に浸透して後の地位……すべての相談……これの必然的処理方法として生れた。

即ち人間が生きていく上には、意識的にまた無意識的に必ず生活に繋る要求というものをもちます。物心両面にわたる生活上の要求が一応調整された形にあるとき、この要求は理想に向いますが、しかし自己にとって、その要求が忍び得る程度にも、満たされない場合は非常に苦悩の状態におかれます。このような状態にあるとき、人は誰でも親しい人、信頼する相手に相談して要求の充足をはかろうといたします。相談所はこの親しい人、信頼する相手となって相談に応ずるべく、下記により実施している。

記

(1) 生活相談所取扱事項

- イ 身上相談 担当者 山本杉, 山室民子両先生
- ロ 法律相談 // 久米愛先生

(2) 相談実施日及び時間

- イ 法律相談関係 第二、四週の水曜日 1～4

ロ 身上相談関係 第二、四週の月曜、第三週土曜 1~4

(3) 申込方法

イ 面接による方法

- ・ 予め生活相談所に直接来所の上（事務担当者）相談内容を知らせるか又は通信により申込のこと。
- ・ 事務担当者は、これ等を取りまとめて担当者に提出する。

ロ 通信による方法

- ・ やむを得ざる場合のみとする。

(4) 解答方法

イ 面接による方法 面接日を通知し本人に直接面接する。

ロ 通信による方法 やむを得ざる場合のみ

9. 参 考

(1) 最近3カ年間の災害件数（昭和27年4月～昭和30年3月）

（附表参照）

// 出生件数及び率 （附表参照）

// 結婚件数 （附表参照）

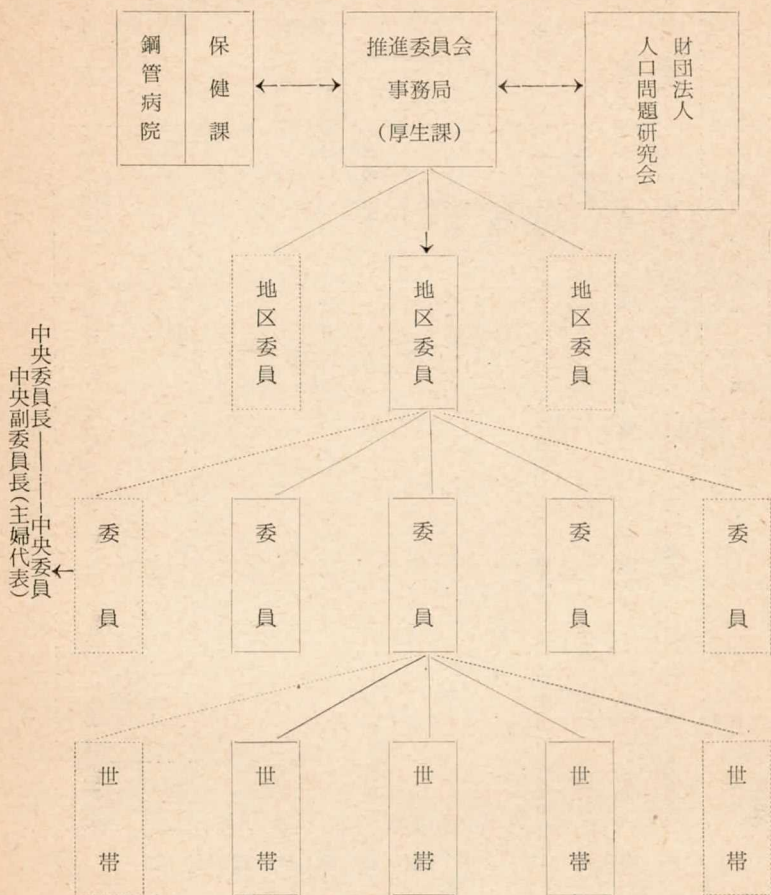
(2) 受胎調節前後の経費増減の一考察（附表参照）

10. 結 言

これを要するに当所の新生活運動といえますのは発足以来まだ三年目を迎えたに過ぎない。即ちそのスタート期においては産制産調に重点を置いたとはいえ産制運動ではないということを力説、産調運動はそろそろ卒業期に入り、これから精神家庭生活再建運動に入るのである。

附 表

新生活運動組織図



- (註) 1. 中央委員長は労務部長がこれに当り，中央副委員長（4名）地区委員以下は総べて主婦をもつて組織されている。
2. 地区委員 30名 委員 398名
3. 世帯数，川崎市内のみ 5366 世帯

新生活運動昭和28年度支出実績表(対象 1,000 世帯)

項 目	28年	5	6	7	8	9	10	11	12	29年	2	3	計
	4月									1月			
函書,印刷費外	14,630	450	26,000	5,520	45,000		33,200	640	6,600		300	25,790	158,130
会場費	300	6,660	1,100	1,470	1,400	668	3,800	1,350	6,300	5,510	2,400	1,800	32,758
研究費,調査費	2,765	11,170	365		11,085					1,540			26,925
人件費	6,060	5,100	18,000	23,000	19,000	23,000	24,000	24,000	33,000	32,600		29,300	237,060
器具模型			4,200						1,980				6,180
一般教養,講習会費								13,558	1,050				14,608
生活改善費				4,340									4,340
行事費	41,400	500				11,762	31,400		76,700	8,065			169,827
交通費				2,650	2,600	605	140	4,380	1,520	3,040	700		15,635
指導員養成費											60,000	39,444	99,444
家計簿										900,000			900,000
消耗品費			2,725	2,130	410	400	1,060		150	740	320	780	8,715
雑費		1,000						5,910				81,330	88,240
計	65,155	24,880	52,390	39,110	79,495	36,435	93,600	49,838	127,300	951,495	63,720	178,444	1,761,862

昭和 29 年度上期 (4 月~9 月) 予算表 (対象 5,366 世帯)

項 目	4 月	5	6	7	8	9	別途研究費	計
教養講座一般 1. 教 養 講 座	10,000	30,000	30,000	10,000	10,000	30,000		120,000
2. レクリエーション	10,000	20,000	20,000	10,000	20,000	10,000		90,000
3. 講 座 補 助	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		60,000
4. 会 場 費	3,000	6,000	6,000	2,000	2,000	5,000		24,000
受胎調節普及費 1. 普 及 費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		60,000
2. 研 究 費	31,500	31,500	38,000	51,000	51,000	77,000	(395,000)	280,000
3. 夏 季 対 策 費				30,000			器具外 (250,000)	30,000
印 刷 費 1. B 調 査 表 作 成	30,000							30,000
2. 中 間 調 査 用 紙 代				13,000				13,000
3. 資 料 其 ノ 三 作 成	50,000							50,000
4. // 其 ノ 四 //					50,000		パンフレット (100,000)	50,000
5. 通 信 指 導 用 紙 代	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		30,000
調 査 費 中 間 調 査 費						60,000		60,000
委 員 会 費 1. 行 事 費	30,000	350,000				30,000		410,000
2. 運 営 補 助 費						100,000		100,000
生 活 改 善 費 改 善 費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		60,000
雑 費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		60,000
計	209,500	482,500	139,000	161,000	178,000	357,000	(745,000)	1,527,000

註 () 内の数字は合計金額に含まれない

昭和29年度下期(10月~3月)予算表(対象5,366世帯)

項	目	10月	11	12	30年 1	2	3	別途研究費	計
教 養 講 座 補 助		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000		120,000
受胎調節普及費	1. 研究費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	(396,000)	600,000
	2. 冬期対策費			54,000				薬品代 (60,000)	54,000
	3. 普及費	9,000	9,000	9,000	48,000	9,000	48,000		132,000
相 談 所 費	1. 嘱託料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		60,000
	2. 相談所費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	4,000		34,000
	計	145,000	145,000	199,000	184,000	145,000	182,000	(456,000)	1,000,000

註・()内の数字は合計金額に含まれていない

・家計簿(主婦日記)作成金額は合計に含まれていない ¥ 600,000.-

昭和30年度上期(4月~9月)予算表(対象5,366世帯)

項	目	4月	5	6	7	8	9	別途研究費	計
教 養 費	1.講習会補助	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000		120,000
	2.講座補助	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		60,000
	3.会場費補助	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		18,000
受胎調節普及費	1.普及費	9,000	9,000	48,000	9,000	9,000	48,000		132,000
	2.研究費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	(396,000)	600,000
	3.夏季対策費				80,000				80,000
印 刷 費	1.昭和29年度調査費			15,000					15,000
	2.資料其の四作成		45,000						45,000
委 員 会 費	中央委員会費		50,000						50,000
夏 季 対 策 費	1.巡回映画費					100,000			100,000
	2.巡回紙芝居費					50,000			50,000
生活相談所費	1.嘱託料	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000		120,000
	2.通信費外	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000		36,000
薬品器具費	薬品器具費							(60,000)	
	計	168,000	263,000	222,000	248,000	318,000	207,000	(456,000)	1,426,000

註 () 内の数字は合計金額に含まれていない

昭和28年度調査事項

実 行 率

	人数	29年%	28年%
現在実行者	246	46.5	31.3
過去実行者	50	9.5	8.4
不実行者	172	32.5	51.8
不明者	61	11.5	8.5
合計	529	100.0	100.0

婚姻期間別実行率

婚姻期間	実行者	調査数	29年	28年
0~4	19	42	45.2	39.0
5~9	64	100	64.0	45.9
10~14	98	151	64.9	51.3
15~20	74	135	54.8	34.1
20~24	27	58	46.5	23.0
25年以上	12	33	36.4	22.2
不明	2	10	20.0	38.5
合計	296	529	56.0	39.7

世帯員数別実行率

世帯員数	実行者	調査数	率
2人	19	45	42.2
3	15	39	38.5
4	51	90	56.7
5	61	102	59.8
6	56	78	71.8
7	35	53	66.0
8人以上	24	35	68.6
不明	35	87	40.2
合計	296	529	56.0

指導の有無別実行率

指導の有無	実行者	調査数	率
有	229	279	82.1
無	60	156	38.5
不明	7	94	7.4
合計	296	529	56.0

妻の年令別実行率

妻の年令	実行者	調査数	29年	28年
20~24	6	12	50.0	46.4
25~29	39	63	61.9	45.3
30~34	84	131	64.1	46.7
35~39	105	170	61.8	43.8
40~44	46	99	47.5	25.4
45~49	16	50	32.0	13.0
不明		4		
合計	296	529	56.0	39.7

夫の職種別実行率

夫の職種	実行者	調査数	29年	28年
工場勤務	191	348	54.9	37.6
事務所勤務	51	79	64.6	50.6
その他	34	55	61.8	51.0
不明	20	47	43.6	44.1
合計	296	529	56.0	39.7

妊娠回数別実行率

妊娠回数	実行者	調査数	実行率
0	5	17	29.4
1	12	30	40.0
2	35	62	56.4
3	56	94	59.6
4	65	95	68.4
5	50	83	60.2
6回以上	57	82	69.5
不明	16	66	24.2
合計	296	529	56.0

指導回数別実行率

指導回数	実行者	調査数	率
1回	137	168	81.5
2回以上	35	41	85.4
不明	57	70	81.4
合計	229	279	82.1

実行期間分布

実行期間	人数	29年	28年
0~2年	115	48.2	24.6
2~4	67	28.1	39.6
4~6	35	14.6	20.8
6~8以上	22	9.1	15.0
合計	239	100.0	100.0

実行方法分布

実行方法	件数(指導以前)	件数(指導以後)
コンドーム	80 52.9	56 40.0
定期禁欲	34 22.5	26 18.6
薬品	13 8.6	18 12.9
ベツサリー	9 6.0	14 10.0
性交中絶	7 4.6	2 1.4
スポンヂ	4 2.6	16 11.4
器具	1 0.7	2 1.4
基礎体温	1 0.7	4 2.9
洗滌	1 0.7	2 1.4
その他	1 0.7	0 0
合計	151 100.0	140 100.0

実行方法の複合化

方法の単複 単独法 二種併用 三種併用 合計	指導以前		指導以後	
	人数	%	人数	%
単独法	104	81.9	67	64.4
二種併用	22	17.3	34	32.7
三種併用	1	0.8	3	2.9
合計	127	100.0	104	100.0

昭和29年度調査事項

実行状況

実行不実行の別	以前		以後	
現在実行	813人	28.3	1618人	56.4
過去実行	114	4.0	405	14.1
時期不明の実行	240	8.4	10	0.3
不実行	1696	59.1	837	29.2
実行不実行不明	7	0.2	0	0
合計	2870	100.0	2870	100.0

夫の職種別実行率

夫の職種	調査数	以前		以後	
事務職員	240	130	54.2	178	74.2
技術員	128	65	50.8	89	69.5
工員	2202	832	37.8	1532	69.6
その他の職種	247	117	47.4	191	77.3
職種不明	53	23	43.4	43	81.1
合計	2870	1167	40.7	2033	70.8

妻の年齢別実行率

妻の年齢	調査数	以前		以後	
24才以下	188	46	24.5	125	66.5
25~29	675	240	35.6	470	69.6
30~34	776	350	45.1	581	74.9
35~39	705	337	47.8	522	74.0
40~44	400	166	41.5	280	70.0
45~49	120	25	20.8	51	42.5
年齢不明	6	3	50.0	4	66.7
合計	2870	1167	40.7	2033	70.8

婚姻期間別実行率

婚姻期間	調査数	以前		以後	
0~4年	593	154	26.0	371	62.6
5~9	861	339	39.4	641	74.4
10~14	640	335	52.3	497	77.7
15~19	486	242	49.8	353	72.6
20~24	192	74	38.5	121	63.0
25年以上	72	15	20.8	31	43.1
期間不明	26	8	30.8	19	73.1
合計	2870	1167	40.7	2033	70.8

妊娠回数別実行率

妊娠回数	調査数	以前	以後
0	198	16 8.1	119 60.1
1	480	113 23.5	393 81.9
2	605	236 39.0	575 95.0
3	545	252 46.2	510 93.6
4	446	231 51.8	283 63.5
5	295	164 55.6	108 36.6
6	148	81 54.7	27 18.2
7回以上	153	74 48.4	18 11.8
合計	2870	1167 40.7	2033 70.8

現在子供数別実行率

現在子供数	調査数	以前	以後
0	272	33 12.1	119 43.8
1	619	178 28.8	393 63.5
2	763	350 45.9	575 75.4
3	647	336 51.9	510 78.8
4	353	176 49.9	283 80.2
5	146	74 50.7	108 74.0
6	43	15 34.9	27 62.8
7人以上	27	5 18.5	18 66.7
合計	2870	1167 40.7	2033 70.8

実行期間分布

期間	実数	%	指導による 実行期間	実数	%
1年以下	1126	55.4	0~2カ月	437	47.1
1 ~ 2	228	11.2	2~4 "	278	30.0
2 ~ 3	165	8.1	4~6 "	140	15.1
3 ~ 4	91	4.5	6カ月以上	72	7.8
4 ~ 5	80	3.9	計	927	100.0
5 ~ 6	52	2.6			
6 ~ 7	29	1.4			
7 ~ 8	10	0.5			
8 ~ 9	3	0.1			
9 ~ 10	5	0.2			
10年以上	17	0.8			
不明	227	11.2			
合計	2033	100.0			

実行方法分布

実行方法	以前	以後
コンドーム	799 54.2	762 23.5
定期禁欲	213 14.4	334 10.3
ゼエリ	125 8.5	1247 38.5
錠剤	106 7.2	58 1.8
ベツサリ	91 6.2	748 23.1
性交中	58 3.9	22 0.7
スポンジ	58 3.9	21 0.6
洗基	13 0.9	13 0.4
礎体	6 0.4	30 0.9
温ゲ	6 0.4	4 0.1
合計	1475 100.0	3239 100.0

実行方法の複合

方法の単複	以前	以後
単独の方法	862 73.9	446 21.9
二種の併用	249 21.3	1059 52.1
三種以上併用	41 3.5	216 10.6
不明	15 1.3	312 15.4
合計	1167 100.0	2033 100.0

実行による効果

実行	以前	以後
妊娠あり	207 17.7	14 0.7
妊娠なし	960 82.3	2019 99.3
計	1167 100.0	2033 100.0

不実行者の不実行理由分布

不実行の理由	件数	%
もっと子供が欲しいから	219	26.0
出産直後或は現在妊娠中	185	22.0
実行の決心がつかない	96	11.4
年令的に必要なし	86	10.2
不妊手術済み	65	7.7
不妊症だから必要なし	45	5.3
夫婦の一方が拒否	22	2.6
夫の一方が拒否	10	1.2
嫌悪ら	9	1.1
面を	6	0.8
倒	3	0.4
だ	95	11.3
か	842	100.0
の		
他		
明		
計		

指導による実行方法の変化

以前以後の方法の変化	実数	%
以前の方法を変えない	117	12.6
以前の方法を一部変え	91	9.8
以前の方法を複合化	351	37.9
全く異なる方法を採用	319	34.4
不明	49	5.3
計	927	100.0

指導方法の改変経過分布

指導方法の改変	実数	%
最初の方法を変えない	1598	78.6
一度変えた	114	5.6
二度変えた	7	0.3
不明	314	15.5
計	2033	100.0

新生活運動一般に対する期待

質問. 新生活運動は今後あなたの生活をよくしてくれてゆく上にと頼みになるかどうかについて、あなたはどの様に期待していますか？

意見	実行者		不実行者	
	実数	%	実数	%
(1)心から期待している	1580	77.7	619	73.9
(2)別に考えない	254	12.5	123	14.7
(3)全く無関心である	10	0.5	6	0.7
不明	189	9.3	89	10.7
合計	2033	100.0	837	100.0

妻の年令別 (1)の割合

年令	実行者	不実行者
24才以下	78.4%	74.6%
25 ~ 29	75.5	75.6
30 ~ 34	81.4	74.4
35 ~ 39	77.6	71.0
40 ~ 44	79.6	76.7
45 ~ 49	82.4	69.6
年令不明	100.0	100.0
合計	77.7	73.9

新生活運動に対する関心

質問. あなたは新生活運動がはじまってから、生活の色々な合理化のことについて興味や張り合いを持っているようになりまし

意見	実行者		不実行者	
	実数	%	実数	%
(1)持てるようになった	1075	52.9	405	48.4
(2)それほどでもない	345	17.0	174	20.8
(3)前から持っている	430	21.1	161	19.2
不明	183	9.0	97	11.6
合計	2033	100.0	837	100.0

妻の年令別 (1)の割合

年令	実行者	不実行者
24才以下	56.0%	60.3%
25 ~ 29	53.0	47.3
30 ~ 34	53.4	44.6
35 ~ 39	51.7	53.6
40 ~ 44	52.5	45.8
45 ~ 49	54.9	43.5
年令不明	25.0	0.0
合計	52.9	48.4

産児調節巡回指導に対する意見

質問. あなたは産児調節のような微妙なことを巡回指導をして

意見	実行者		不実行者	
	実数	%	実数	%
(1)歓迎する	1598	78.6	588	66.6
(2)別に何とも思わない	343	16.9	225	26.9
(3)さういふことではない	19	0.9	4	0.5
不明	73	3.6	50	6.0
合計	2033	100.0	837	100.0

妻の年令別 (1)の割合

年令	実行者	不実行者
24才以下	77.6%	68.3%
25 ~ 29	78.5	71.2
30 ~ 34	79.0	67.2
35 ~ 39	79.1	63.4
40 ~ 44	79.3	59.2
45 ~ 49	68.6	72.4
年令不明	75.0	50.0
合計	78.6	66.6

指導員の指導法態度に対する意見

質問、あなたは指導員の教え方や態度について、どの様にお感
しになりますか？

意見	実行者		不実行者	
	実数	%	実数	%
(1)好ましい	1091	53.6	329	39.3
(2)普通である	819	40.3	416	49.6
(3)おつげがましい	34	1.7	27	3.3
不明	89	4.4	65	7.8
合計	2033	100.0	837	100.0

妻の年令別
(1)の割合
24才以下
25～29
30～34
35～39
40～44
45～49
年令不明
計

実行者	不実行者	実行者	不実行者
48.8%	41.3%	53.9%	32.3%
51.5	38.0	55.1	48.7
55.0	34.4	54.1	39.4
56.1	42.6	49.2	38.6
51.8	38.3	53.5	44.4
54.9	46.4	53.6	39.3
50.0	100.0		
53.6	39.3		

産児調節続行に関する決心

質問、あなたは今後産児調節の実行を続けてゆくことについて
どの様に心を固めておられますか？

意見	実行者		不実行者	
	実数	%	実数	%
(1)ずっと実行を続けたい	1576	77.5	403	48.1
(2)別に考えていない	318	15.6	317	37.9
(3)面倒やむづかしく 中止したい	24	1.2	5	0.6
不明	115	5.7	112	13.4
合計	2033	100.0	837	100.0

夫の職種別
(1)の割合
事務職員
技術員
工員
その他の職
職不明
計

実行者	不実行者	実行者	不実行者
74.4%	61.9%	83.1%	50.0%
80.4	53.7	88.8	66.7
79.9	49.7	76.8	47.2
78.5	41.5	73.8	43.9
73.9	40.0	72.1	55.5
41.2	46.4	77.5	48.1
75.0	50.0		
77.5	48.1		

災害発生件数 (昭和27年4月～30年3月の3カ年間)

年度別	月別												計											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
昭和27年	186	178	187	173	202	181	197	187	180	128	131	87	2017											
災害件数	90	88	96	91	82	113	89	91	90	103	112	67	113	59	69	18	69	954	1063					
休	104	82																						
28年	96	105	131	122	134	121	128	134	111	103	112	103	1400											
休	26	77	33	98	30	92	32	102	32	89	35	93	40	94	34	77	31	72	17	95	13	90	351	1049
休	70																							

29年	98	125	85	102	85	128	109	98	118	83	81	93	1205
"	休	26	99	10	75	20	82	18	67	73	20	78	31
15	83												82
													257
													948

出生件数(同上)

年度別	月別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
昭和27年度		134	111	104	133	115	115	126	120	122	88	163	118	1452
" 28 "		97	96	110	112	116	111	117	119	109	100	107	111	1305
" 29 "		139	100	86	92	126	69	71	125	178	55	58	185	1284

結婚件数(同上)

年度別	月別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
昭和27年度		69	41	36	34	23	73	91	103	66	52	62	84	734件
" 28 "		86	68	30	22	30	48	86	87	67	47	47	80	698件
" 29 "		86	27	22	15	15	42	58	86	81	38	53	69	592件

計 2,024件

生活相談所取扱人数

相談回数	身上相談	法律相談	生活相談
1回のもの	8名	1回のもの	29名
2 "	6	" "	5
3 "	3	" "	2
4 "	0	" "	1
5 "	1	" "	0
計	18名(34件)	計	37名(49件)

尚生活相談所・身上相談は本年6月法律相談は5月より取扱いを開始した。従って取扱い期間は未だそれぞれ1カ月及び2カ月の中間調査である。
又、身上相談の内容は主として家庭内の紛糾・女性関係・浪費問題等であり、法律相談の内容は主として金銭貸借・保証人問題・土地家屋関係・離婚問題等である。

教養関係外実施一覧表 (昭和29年度)

種別	編物講習	ビニール編物	洋裁	青少年性教育	見学	巡回映画	巡回紙芝居
実回数	46会場	16会場	5会場	14会場	25回	11会場	18会場
備考	期間2ヵ月	期間1週間	期間2ヵ月	1会場3時間	宮城,NHK,新聞社,赤坂離宮等		

受胎調節前後の経費増減の考察

1. 分娩奨金 1人につき 500円
 2. 家族手当 1人1ヵ月 520円
 3. 健康保険 分娩費 1,000円
 哺育費 1,200円(200円宛6ヵ月)

会社関係1年に於いては 計 8,940円

川崎地区 5,366 世帯 他地区 3,600 世帯 計約 9,000 世帯として何人の出産を防止出来るか?

1. 分娩費 1人につき 5,000円とし会社補助を引いて 4,000円
 2. 育てる費用毎月2,000円(平均を取り)会社補助を引いて年17,700円
 個人負担概算計

100人	200人	300人	400人	500人
894,000円	1,788,000円	2,682,000円	3,576,000円	4,470,000円
2,170,000円	4,340,000円	6,510,000円	8,680,000円	10,850,000円
3,064,000円	6,128,000円	9,192,000円	12,256,000円	15,320,000円

減少人員による各
 経過年毎に於ける
 支出金額の一考察

減少人員	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
100人	894,000円	1,788,000円	2,682,000円	3,576,000円	4,470,000円
200人	1,788,000円	2,682,000円	3,576,000円	4,470,000円	5,364,000円
300人	2,682,000円	3,576,000円	4,470,000円	5,364,000円	6,258,000円
400人	3,576,000円	4,470,000円	5,364,000円	6,258,000円	7,152,000円
500人	4,470,000円	5,364,000円	6,258,000円	7,152,000円	8,046,000円

財団法人人口問題研究会
第1回新生活指導幹部講習会概要

昭和30年8月1日発行 実費頒価 150円

編集兼発行者 財団法人 人口問題研究会

東京都中央区日本橋茅場町2の10

印刷者 東洋社

東京都港区芝田村町1の2

発行所 財団法人 人口問題研究会

振替東京 92725 番

